

第二期

指宿市子ども・子育て支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》

(案)

令和2年●月

指宿市

はじめに

市長挨拶掲載予定

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 計画策定体制と経緯	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	7
1 統計資料からみた本市の現状	9
2 子育てに関するアンケート調査結果	18
3 第一期計画の評価	37
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 施策体系	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり	53
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	60
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	64
基本目標4 みんなが育つ環境づくり	68
基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	73
基本目標6 安心して生活できる環境づくり	74
第5章 事業計画	77
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	79
2 保育の必要性の認定	79
3 量の見込みと確保方策の考え方	82
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	83
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	86
第6章 計画の推進に向けて	95
1 計画の推進に向けた連携	97
2 計画の達成状況の点検及び評価	97
資料編	99
1 指宿市子ども・子育て会議	101

第 1 章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、大きく変化しています。

このような状況の中、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

「子ども・子育て関連3法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を、都道府県に対して「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」をそれぞれ策定することを義務付けました。

本市においては、平成27年3月に「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」を基本理念とする、「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、第一期計画）を策定し、子ども・子育てに関する施策の推進を図ってきました。

第一期計画の計画期間満了に当たり、子ども・子育てに関する施策をさらに推進するためのものとして、新たに「第二期指宿市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

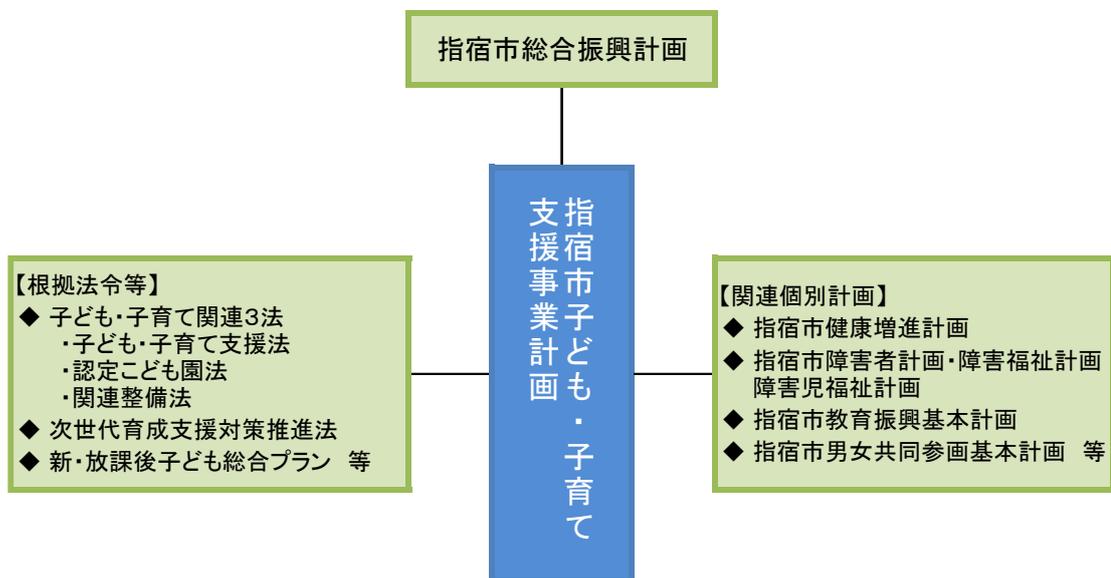
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針・方向性等を一体的に定めた計画です。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「第二次指宿市総合振興計画」に対する子ども・子育てに関する分野の個別計画として位置づけ、「第二次指宿市健康増進計画」や「指宿市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」等の関連計画との整合性を図りつつ策定されたものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■ 計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む、すべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とします。

なお、本計画においての「子ども」は、0歳児からおおむね18歳までとします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画策定体制と経緯

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、指宿市内に居住する児童及び未就学児の保護者2,322人を対象に「指宿市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 事業所等に対する意向調査の実施

教育・保育サービス等を提供する事業所の意向を的確に反映した計画とするため、23事業所を対象に「意向調査」を実施しました。

(3) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や学識経験者、事業所関係者等の子ども・子育てに関わる当事者の意見を的確に計画に反映し、本市の実情を踏まえた計画とするため、これらの当事者を委員とする「指宿市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に関する調査・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映した計画とするため、市役所やホームページ等で本計画の素案を公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

(5) 計画策定の経緯

計画策定までの主な経緯は以下のとおりです。

平成 30 年度	
平成 30 年 11 月	【平成 30 年度第 1 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第一期計画の進捗状況 第二期計画策定について
平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 1 月	【指宿市子育てに関するアンケート調査の実施】 ・ 回収状況 対象者数 2,322 人 回収数 1,332 票 回収率 57.4%
平成 31 年 3 月	【平成 30 年度第 2 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 子育てに関するアンケート調査結果報告

令和元年度	
令和元年 6 月	【事業所等に対する意向調査の実施】
	【令和元年度第 1 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第二期計画策定に向けた説明
令和元年 7 月	【令和元年度第 2 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第二期計画策定に向けた説明 第一期計画期間における実績・評価 教育・保育等の提供区域及び確保方策
令和元年 9 月	【令和元年度第 3 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第二期計画案の検討
令和元年 11 月	【令和元年度第 4 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第二期計画案の検討
令和 2 年 1 月	【パブリックコメントの実施】 ・ 意見募集結果 提出者●人 意見件数●件
令和 2 年 2 月	【令和元年度第 5 回指宿市子ども・子育て会議の開催】 ・ 審議内容 第二期計画案の承認
令和 2 年 3 月	【第二期計画策定の完了】

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

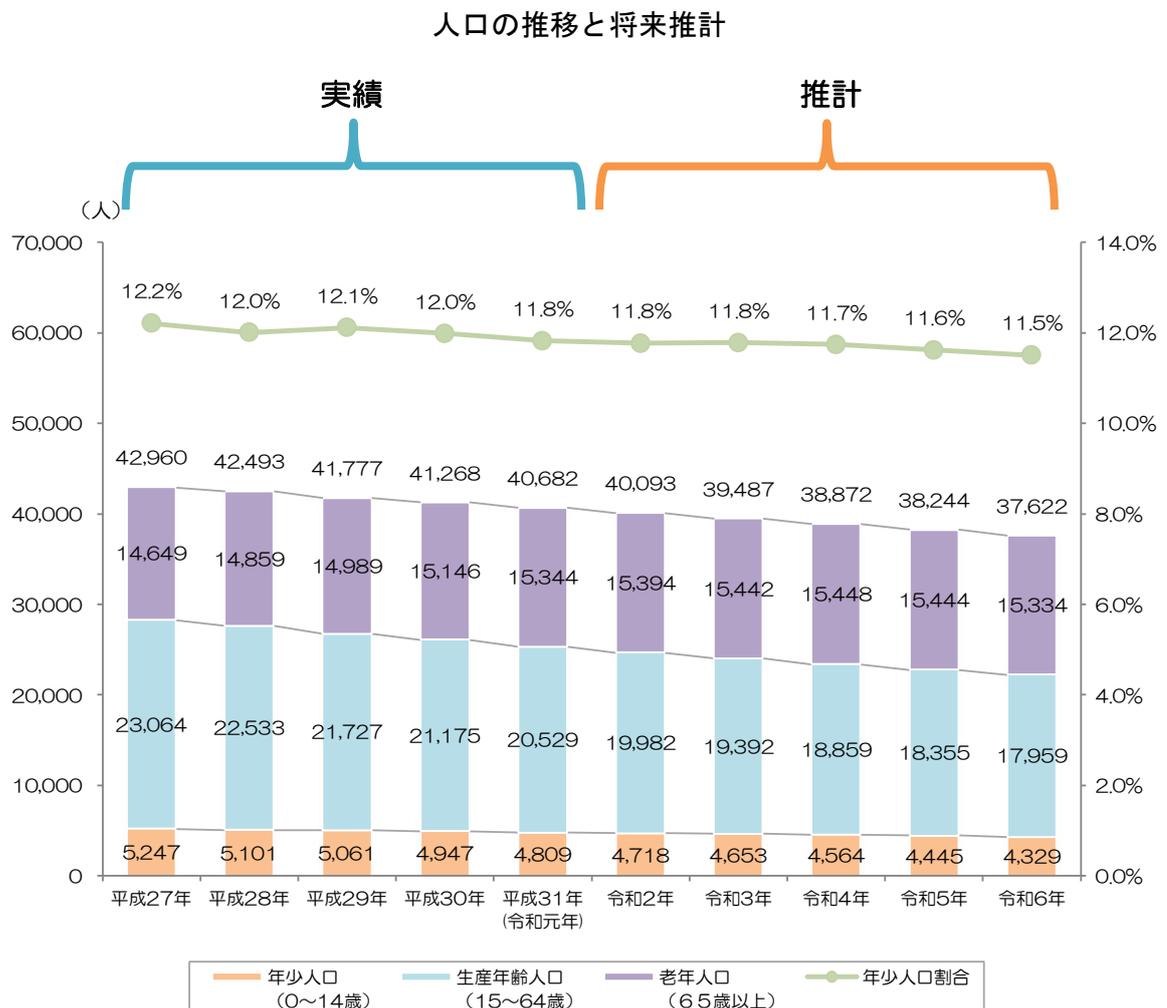
1 統計資料からみた本市の現状

(1) 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少により、減少傾向にあります。

今後も、減少傾向が続くことが見込まれ、令和6年には37,622人まで減少することが予測されます。

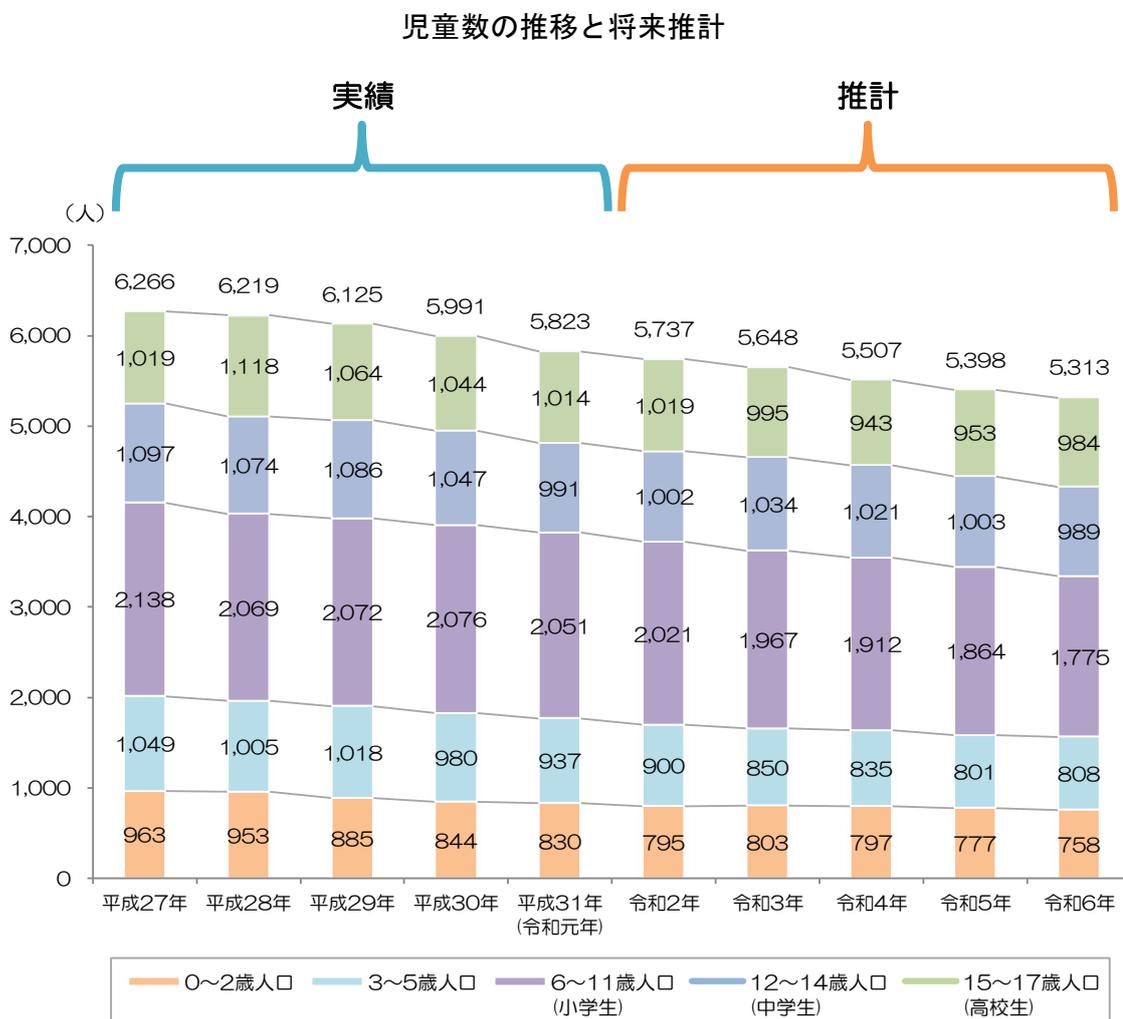
年少人口についても、減少傾向が続くことが見込まれ、令和6年には4,329人まで減少し、総人口に占める割合も11.5%まで低下することが予測されます。



出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口，令和2年以降は指宿市独自推計。数値は各年4月1日現在

(2) 児童数の推移と将来推計

本市の児童数は、減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。年代別にみると、特に小学生以下の人口の減少率が高くなるが見込まれます。

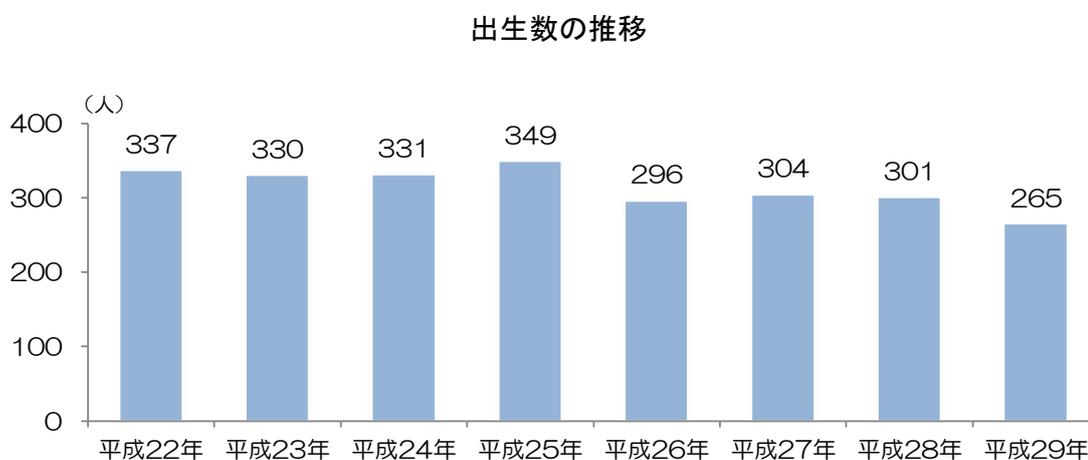


出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は指宿市独自推計。数値は各年4月1日現在

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

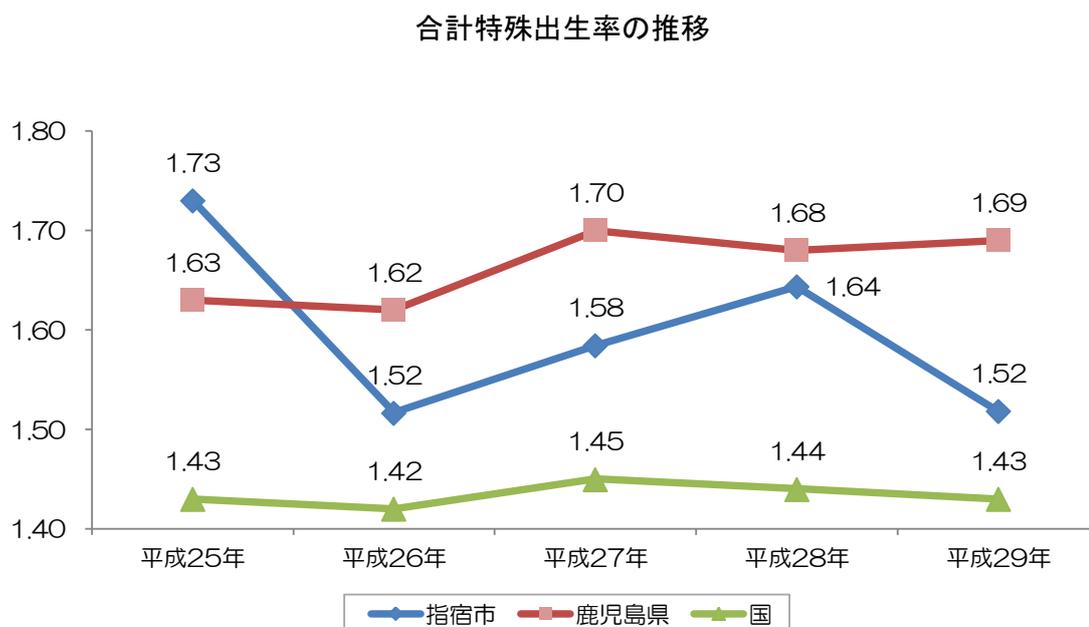
本市の出生数は、減少傾向にあり、近年はおおむね 300 人前後で推移しています。



出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

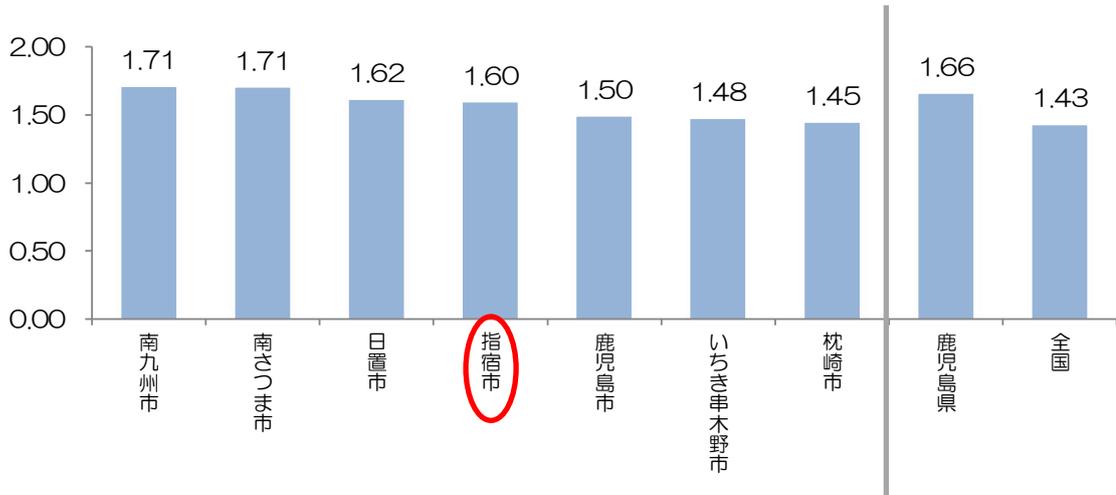
② 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数字です。本市の合計特殊出生率は、全国の値を上回っているものの、鹿児島県の値を下回っている状況にあります。



出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態調査」(厚生労働省)，指宿市の数値は「人口動態調査」(厚生労働省)，「県人口移動調査」(鹿児島県)を用いて独自に算出

周辺自治体等との合計特殊出生率比較（平成 25～29 年）

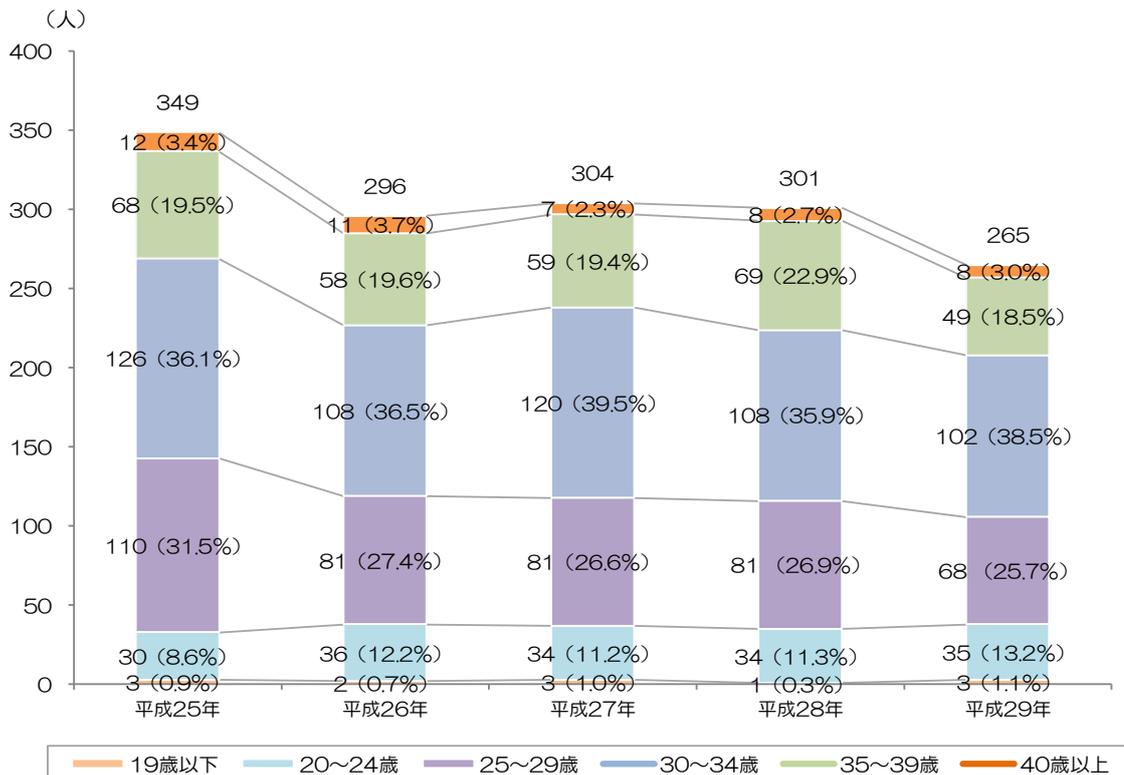


出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態調査」（厚生労働省），それ以外の数値は「人口動態調査」（厚生労働省），「県人口移動調査」（鹿児島県）を用いて独自に算出。数値は平成 25～29 年の平均値

③ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると，25～34 歳で全体の 6 割を超えています。年齢別の構成比については，近年，大きな変化はみられません。

母親の年齢別出生数の推移

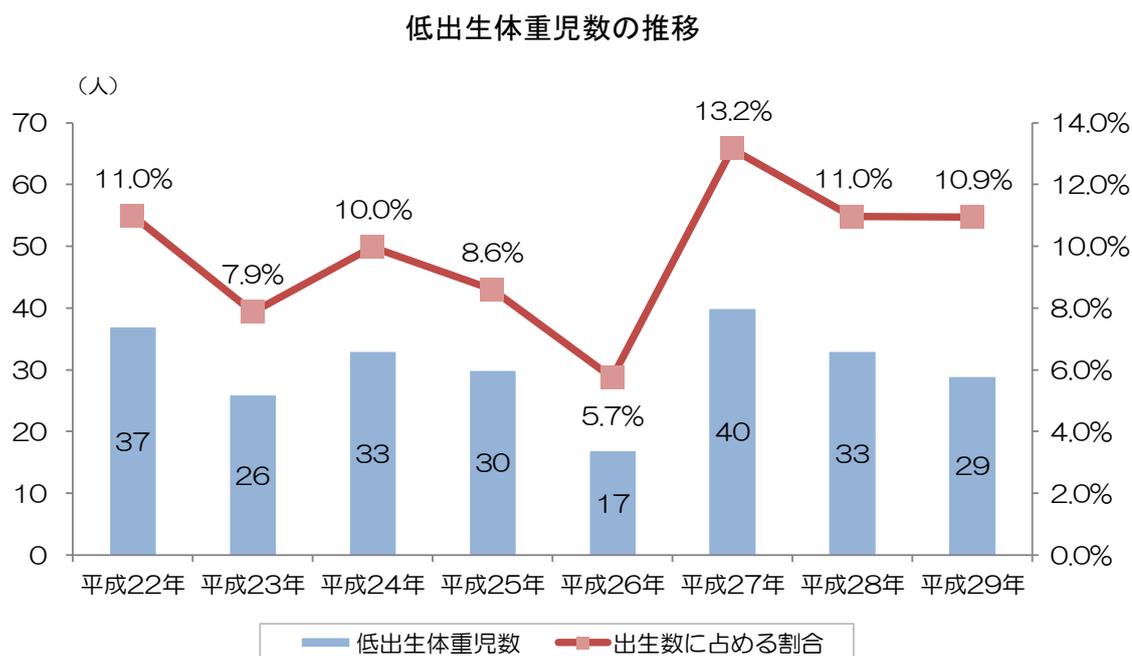


出典：「人口動態調査」（厚生労働省）

④ 低出生体重児数の推移

低出生体重児とは、出生時の体重が 2,500g 未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、合併症や感染症にかかりやすい等のリスクがあります。低出生体重児を出産するリスクを高める要因として、妊婦の過度のダイエットや喫煙等が考えられています。

本市における低出生体重児数は、30～40 人程度で推移しており、出生数に占める割合は 1 割程度となっています。



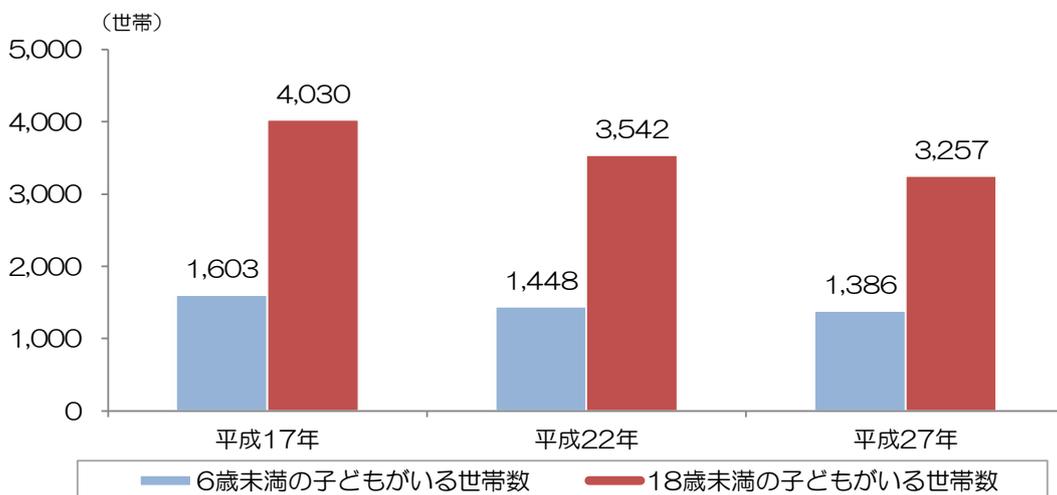
出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

(4) 世帯の状況

① 子育て世帯数の推移

本市の子どもがいる世帯数は、減少傾向にあり、平成27年の6歳未満の子どもがいる世帯は1,386世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は3,257世帯となっています。

子育て世帯数の推移

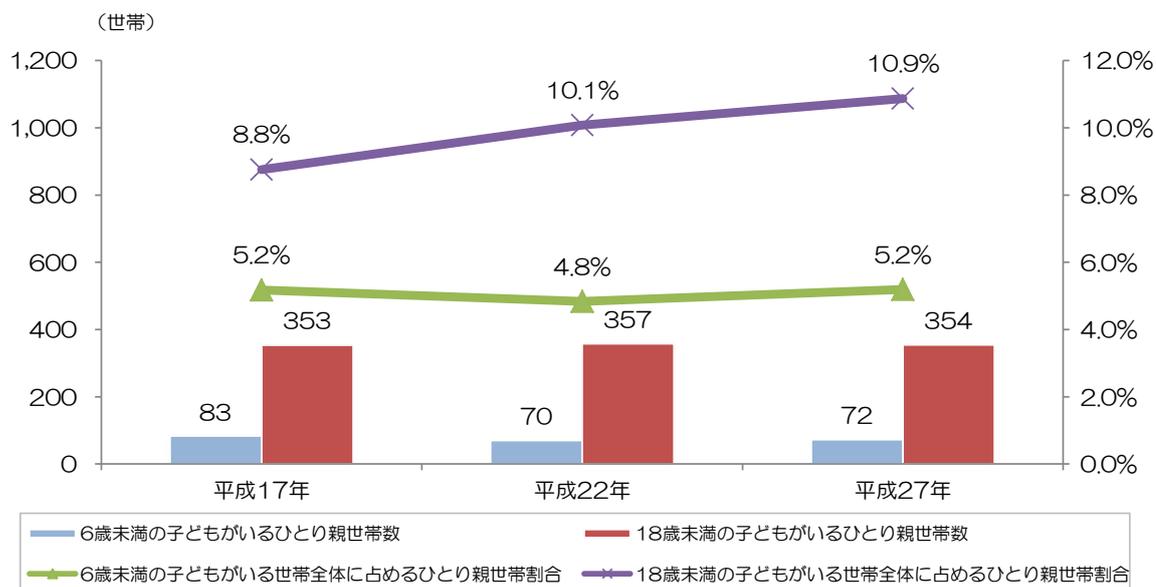


出典：「国勢調査」（総務省）

② ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯数は、6歳未満の子どもがいる世帯において72世帯、18歳未満の子どもがいる世帯において354世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯全体に占める割合が上昇傾向にあります。

ひとり親世帯数の推移



出典：「国勢調査」（総務省）

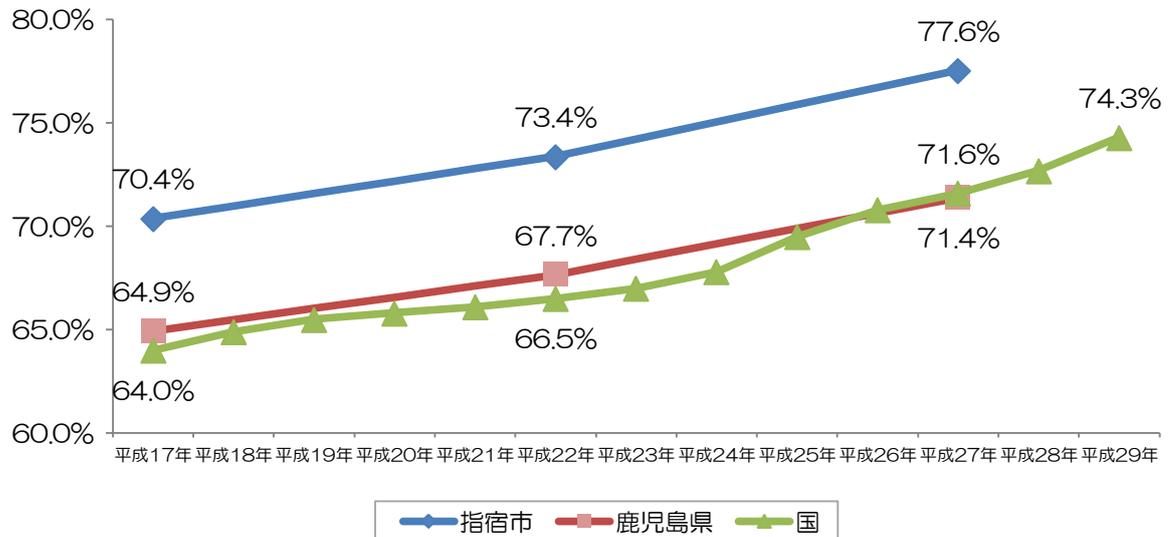
(5) 就労の状況

① 女性の就労状況

本市の25～44歳女性の就業率は、上昇傾向にあり、全国や鹿児島県の値を上回っています。

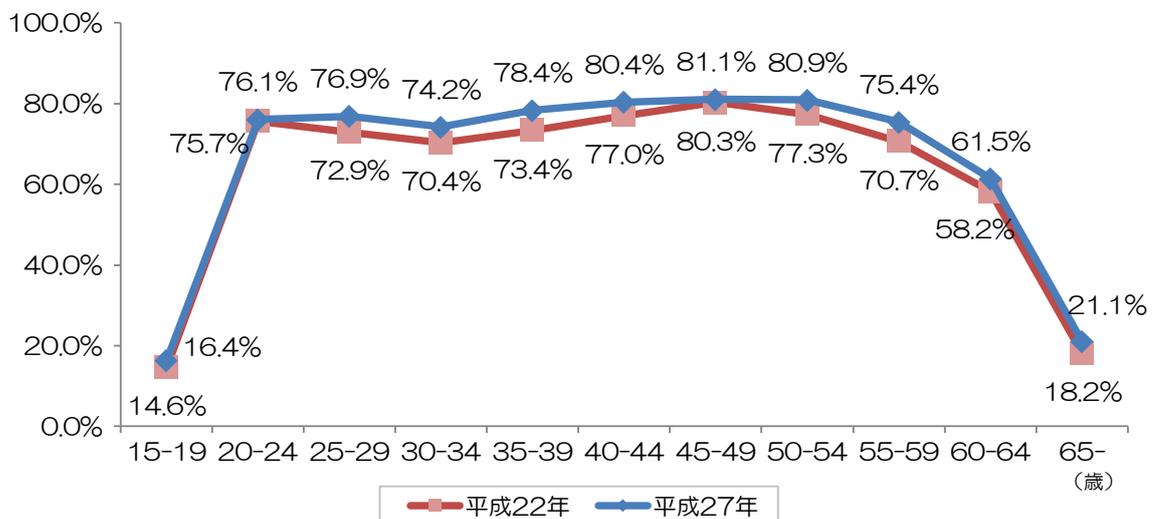
女性の年代別就業率をみると、すべての年代において、就業率が上昇し、いわゆる「M字カーブ」についても改善傾向がみられます。また、すべての年代において、全国や鹿児島県の値を上回っています。

25～44歳女性の就業率の推移



出典：全国の数値は「労働力調査（基本集計）」（総務省），それ以外の数値は「国勢調査」（総務省）

女性の年代別就業率の推移



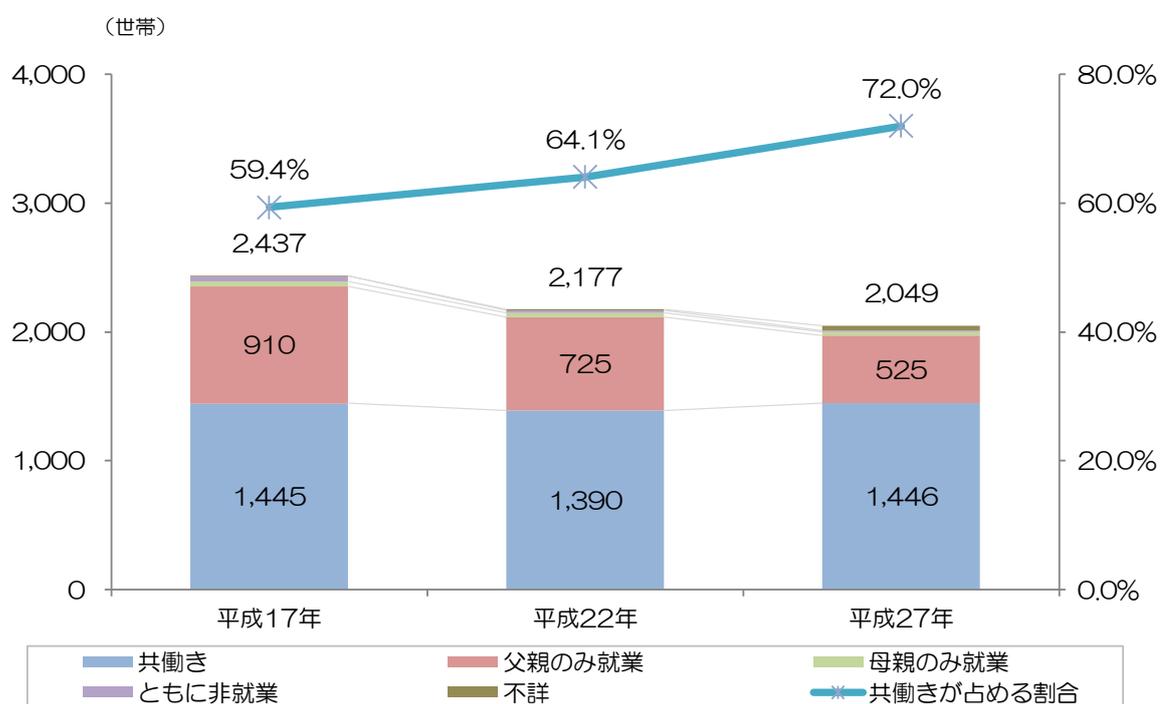
出典：「国勢調査」（総務省）

② 共働き世帯の状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあります。

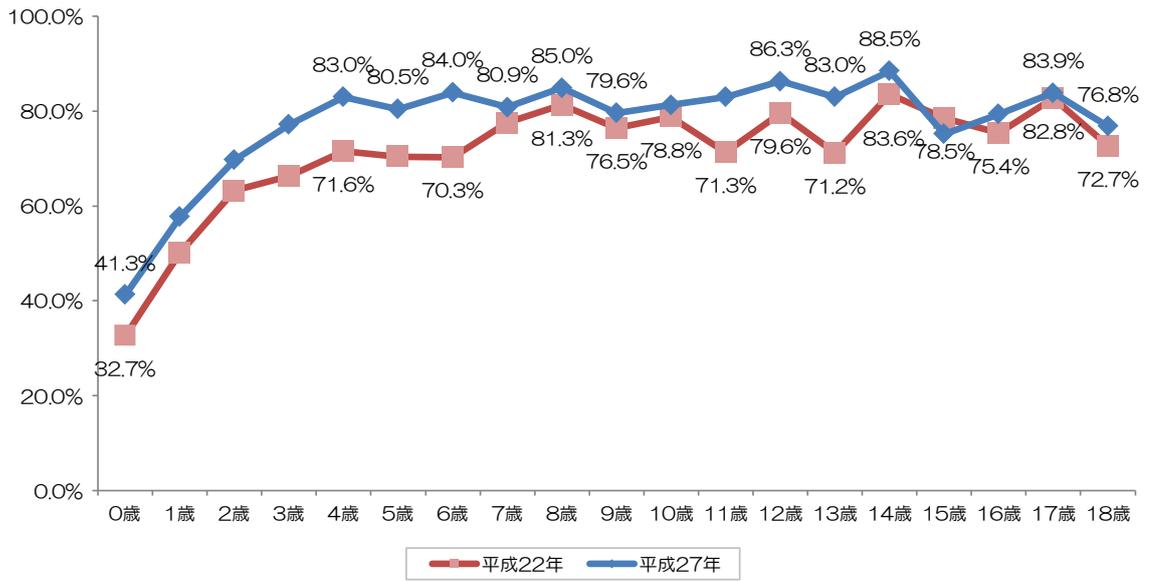
共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、平成27年の割合は、平成22年と比較して、ほぼすべての年齢で上昇しており、母親も子育てをしながら働くことができる環境の整備が一定程度進んだと考えられます。また、共働き世帯の割合を国・県と比較すると、ほぼすべての年齢で上回っています。

【就業状況別】夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数の推移



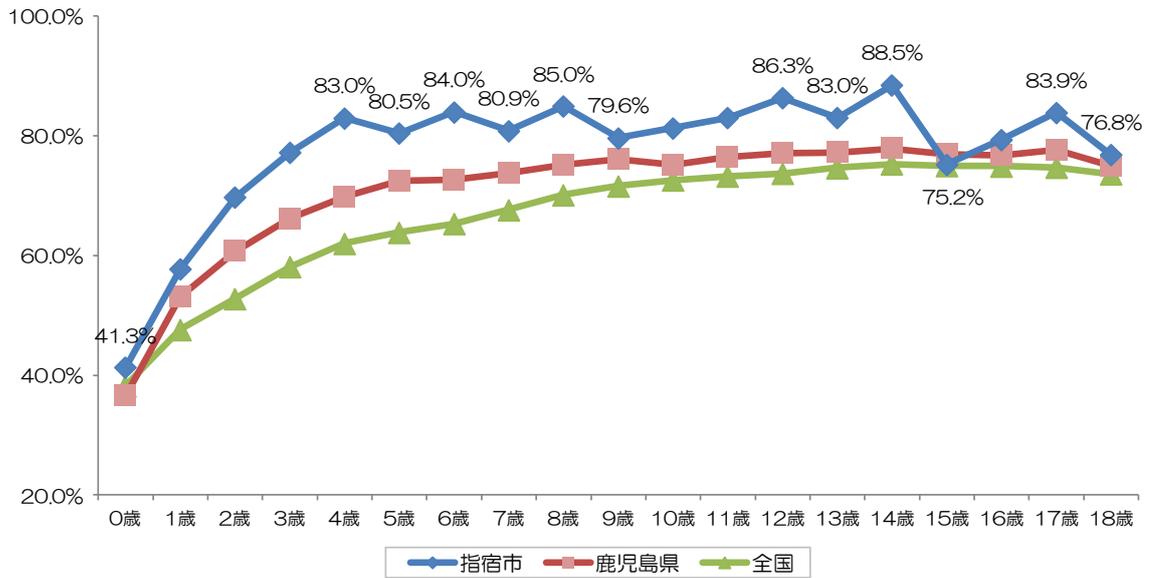
出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合



出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合比較（平成 27 年）



出典：「国勢調査」（総務省）

2 子育てに関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

子育て世帯の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握し、第二期計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的としました。

② 調査の対象

指宿市内に居住する児童及び未就学児 2,322 人の保護者

③ 調査方法

小学校，幼稚園，保育所等を通じた配布・回収
未就園児は郵送による配布・回収

④ 調査の時期

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

⑤ 回収数及び回収率

1,332 件（回収率：57.4%）

⑥ 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、2 つ以上の回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。

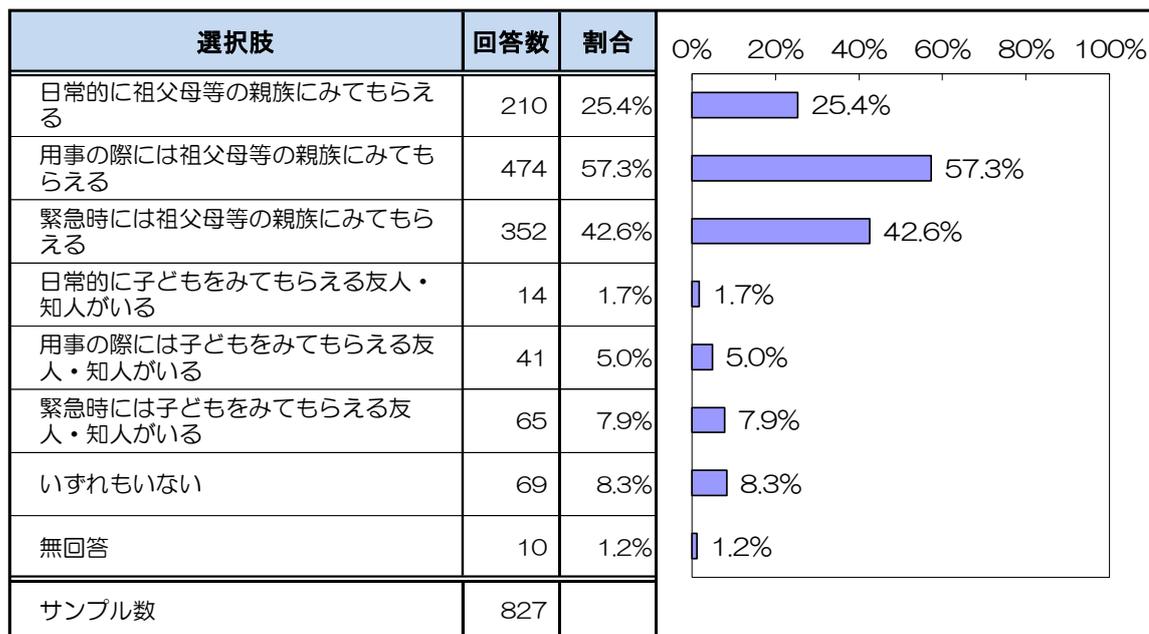
(2) 調査結果概要

① 子どもの育ちをめぐる環境について

◆ 日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無

「用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.3%と最も多くなっています。一方、「いずれもない」とした割合も8.3%に達しており、保育サービスの提供等による支援が必要な世帯が一定数存在していると考えられます。

・ 未就学児調査



※複数回答

◆ 子育てをするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無

「いる／ある」と回答した割合が大半を占めている一方、「いない／ない」と回答した割合も一定数存在しています。子どもの保護者が孤立することがないように、気軽に相談できる場所づくりやその周知等が求められていると考えられます。

・ 未就学児調査



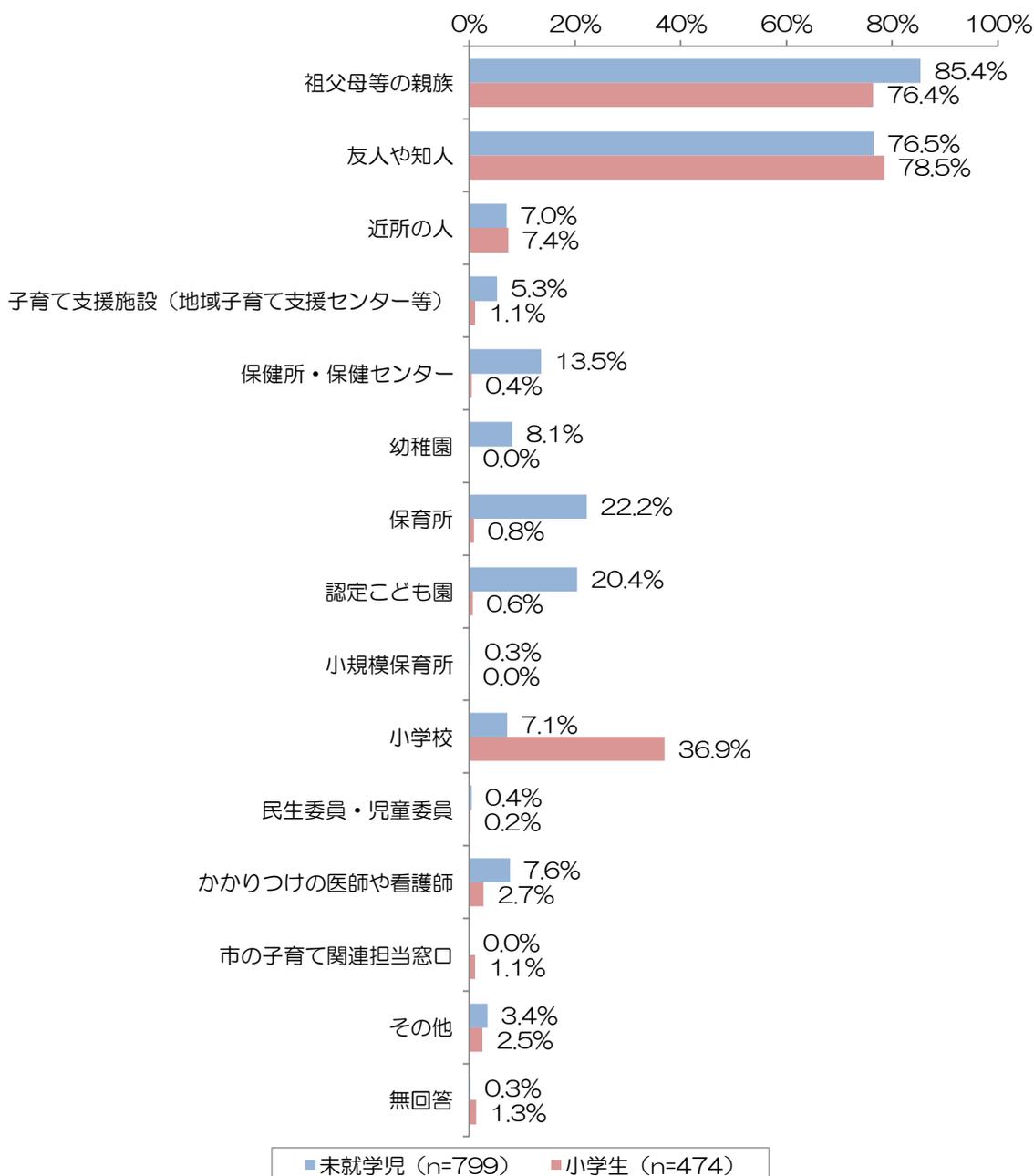
・ 小学生調査



◆ 子育てに関して、気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めるとともに、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」「小学校」等の教育・保育施設への回答割合が高くなっています。

- ・ 未就学児調査
- ・ 小学生調査

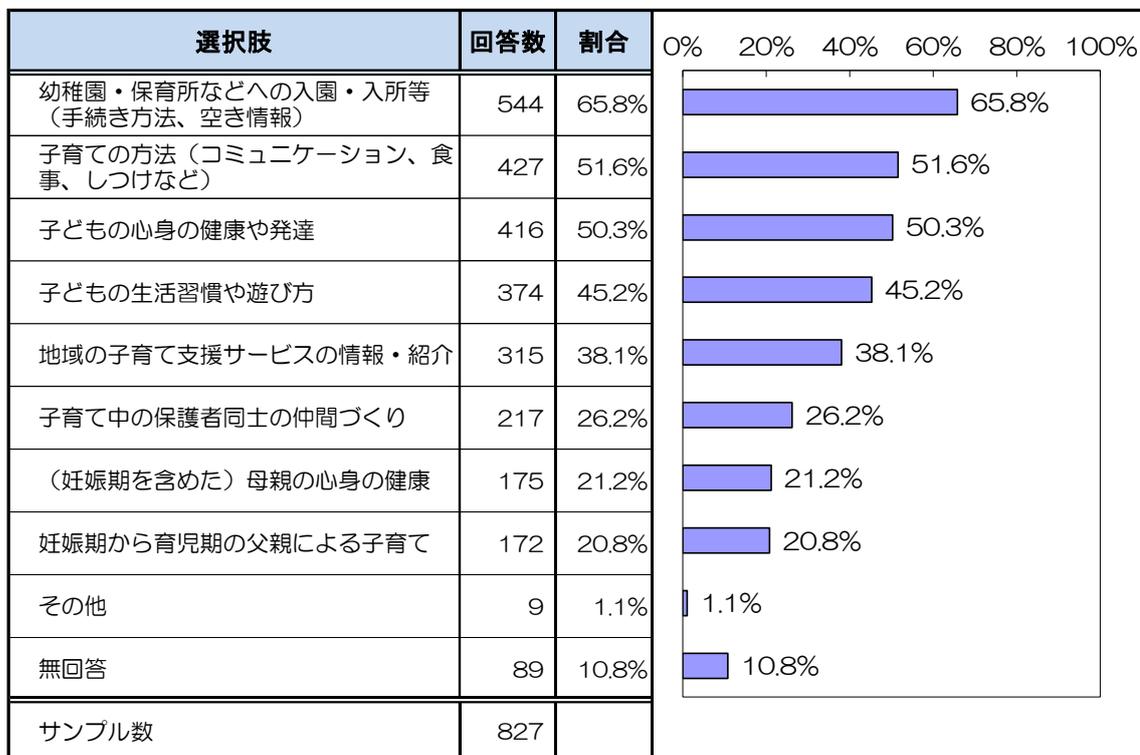


※複数回答

◆ 乳幼児期の子育てについて、希望する情報提供や相談・支援

「幼稚園・保育所などへの入園・入所等」が65.8%と最も多く、次いで、「子育ての方法」の51.6%、「子どもの心身の健康や発達」の50.3%の順となっています。

・ 未就学児調査

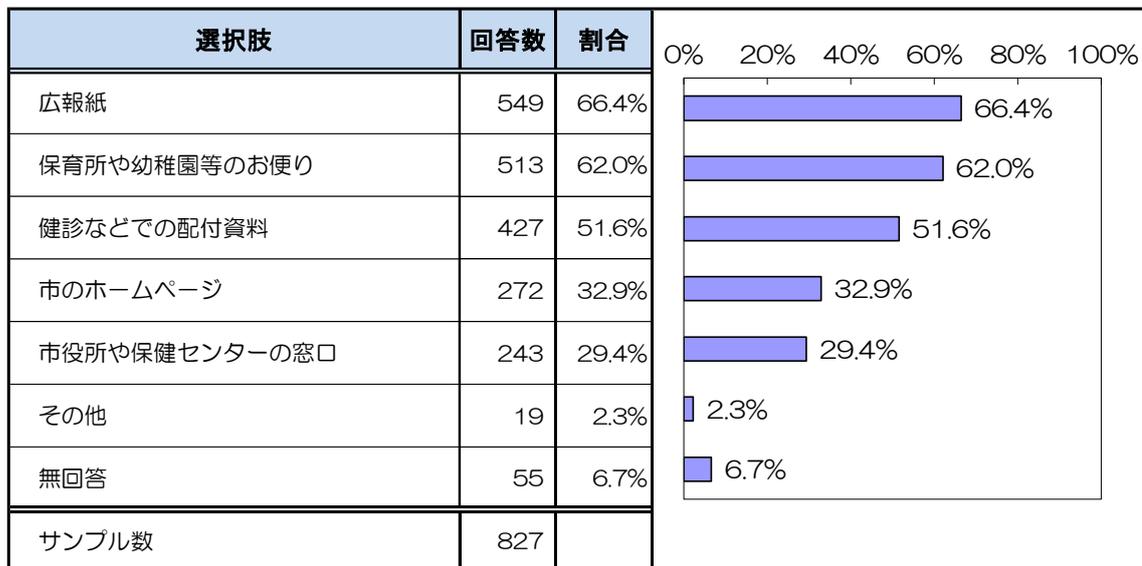


※複数回答

◆ 子育て支援サービスに関して、希望する情報提供手段

「広報紙」が 66.4%と最も多く、次いで、「保育所や幼稚園等のお便り」の 62.0%、「健診などでの配付資料」の 51.6%の順となっています。

・ 未就学児調査



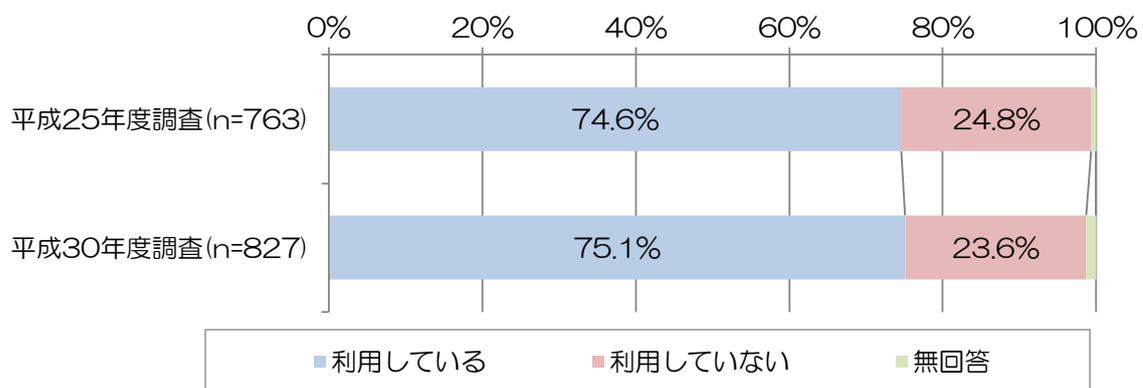
※複数回答

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望について

◆ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

75.1%の保護者が「平日の定期的な教育・保育事業」を利用しており、平成25年度調査と比較して、大きな変化はみられませんでした。

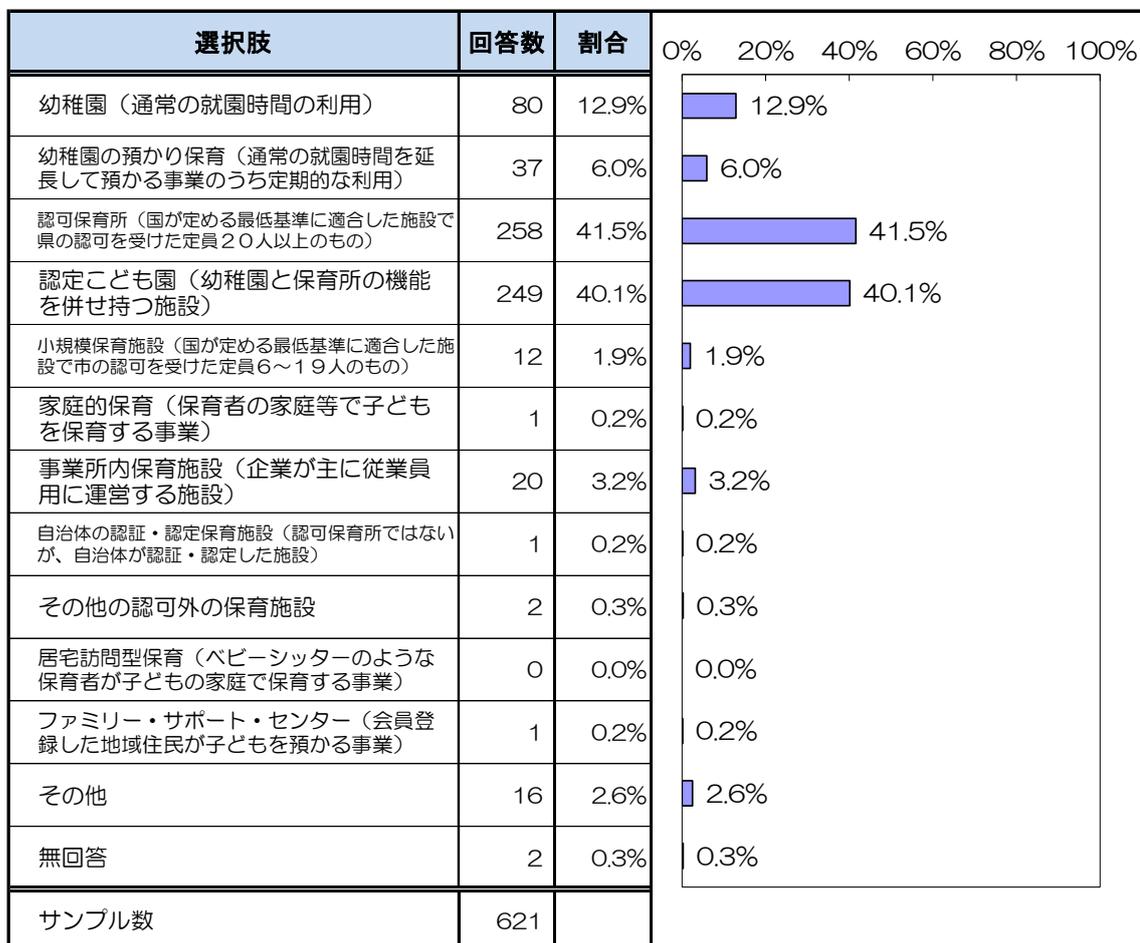
・ 未就学児調査



◆ 利用している平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」「認定こども園」がそれぞれ4割を占めています。

・ 未就学児調査

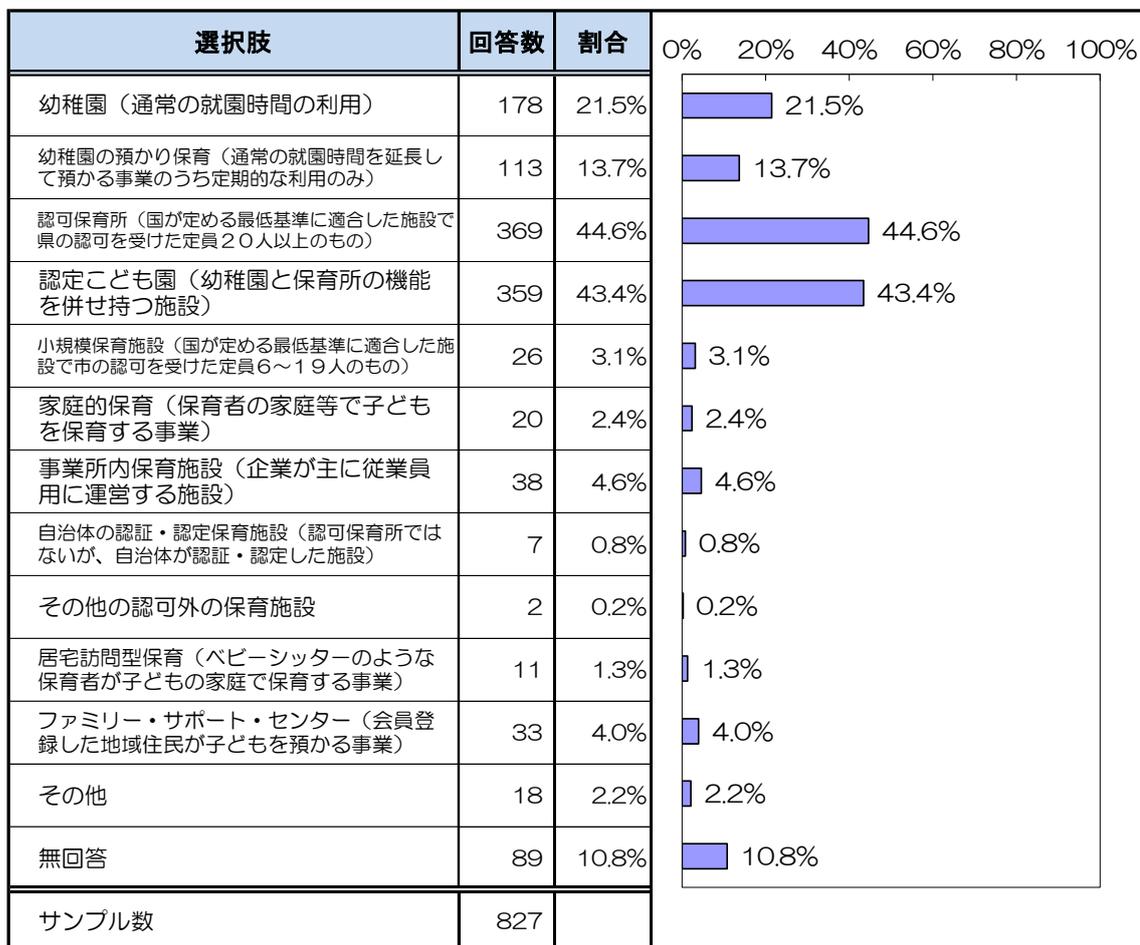


※複数回答

◆ 今後利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」「認定こども園」がそれぞれ4割を占めていますが、利用状況と比較して、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっています。

・ 未就学児調査

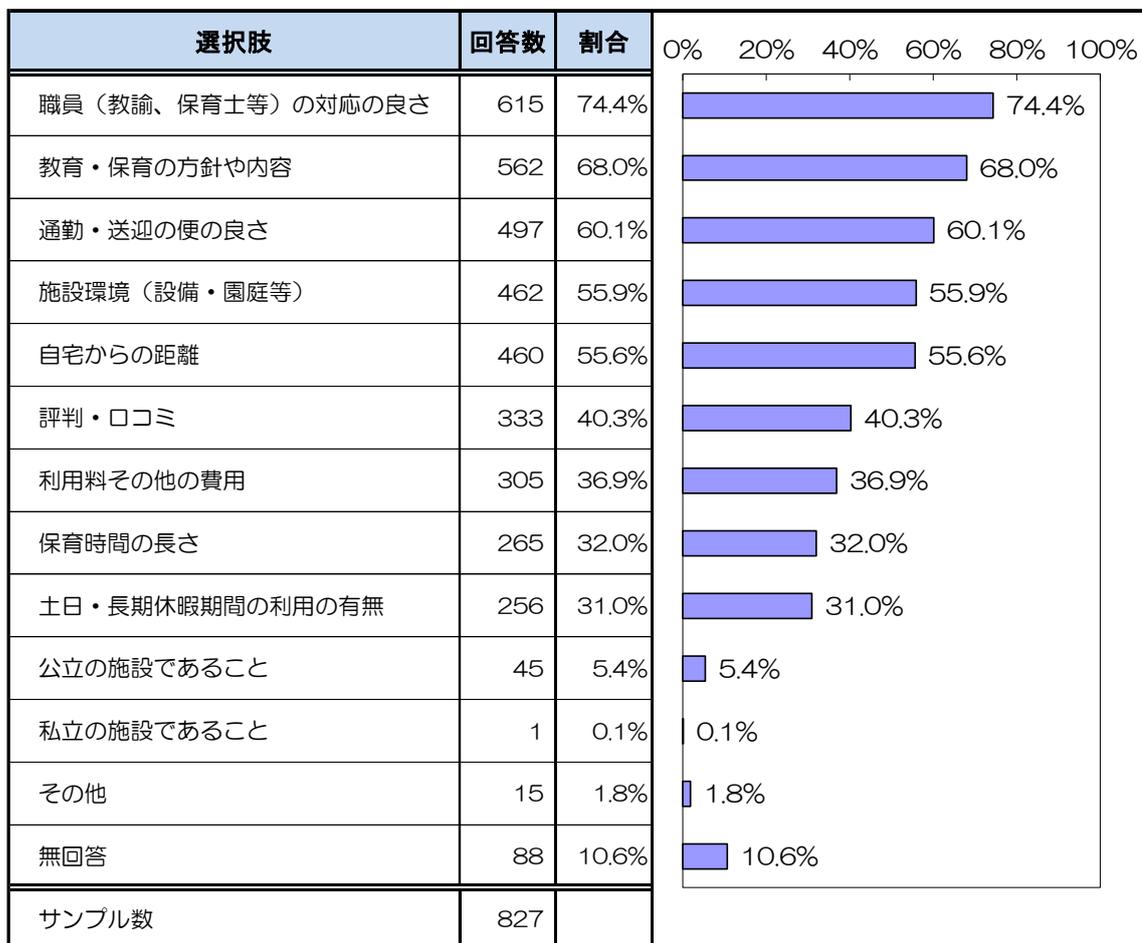


※複数回答

◆ 利用する施設を選ぶ際に重視すること

「職員の対応の良さ」が74.4%と最も多く、次いで、「教育・保育の方針や内容」の68.0%、「通勤・送迎の便の良さ」の60.1%の順となっています。

・ 未就学児調査



※複数回答

◆ 子どもが病気やケガで幼稚園・保育園等を休んだ際の対応

「母親が休んだ」が83.8%と最も多く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」の29.2%、「父親が休んだ」が18.6%の順となっています。

「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した割合は0.7%となっています。

・ 未就学児調査

選択肢	回答数	割合
父親が休んだ	108	18.6%
母親が休んだ	488	83.8%
就労していない保護者が子どもをみた	65	11.2%
(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	170	29.2%
病児・病後児保育を利用した	18	3.1%
ベビーシッターを利用した	0	0.0%
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	4	0.7%
その他	12	2.1%
無回答	3	0.5%
サンプル数	582	

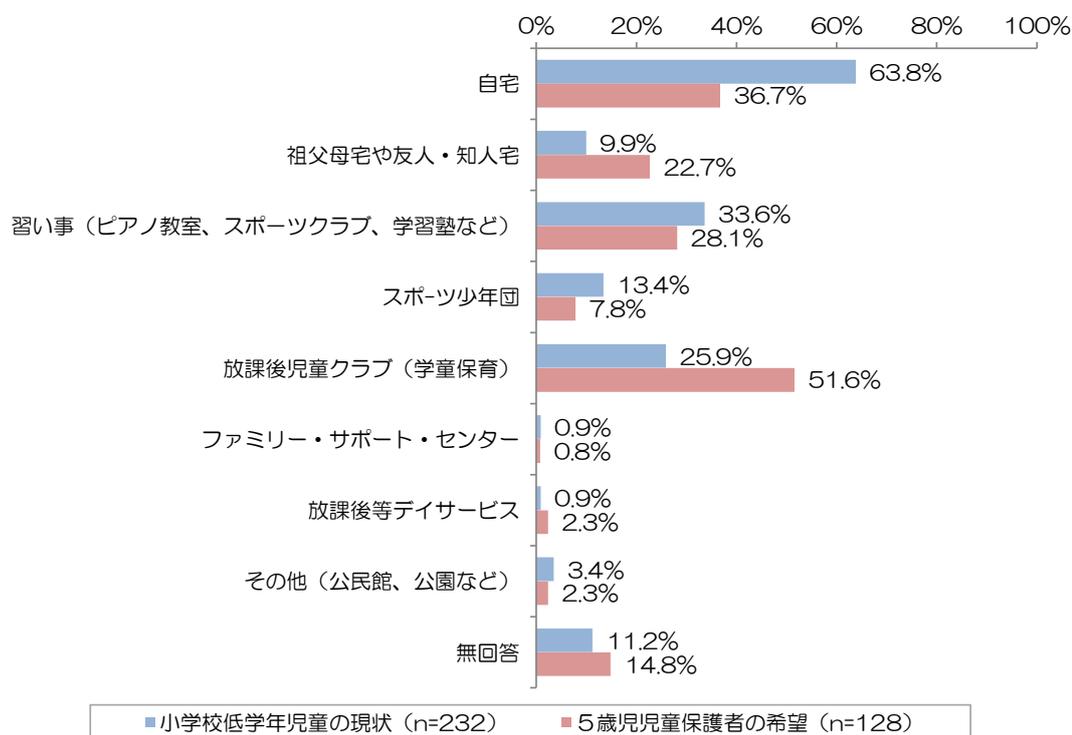
※複数回答

③ 小学校入学後の放課後の過ごし方について

◆ 低学年時における放課後の過ごし方の現状と希望

5歳児児童保護者の希望として、「放課後児童クラブ」が51.6%を占めていますが、小学校低学年児童の現状としては、「自宅」が63.8%と最も多く、「放課後児童クラブ」の割合は25.9%にとどまっています。

- ・ 未就学児調査
- ・ 小学生調査



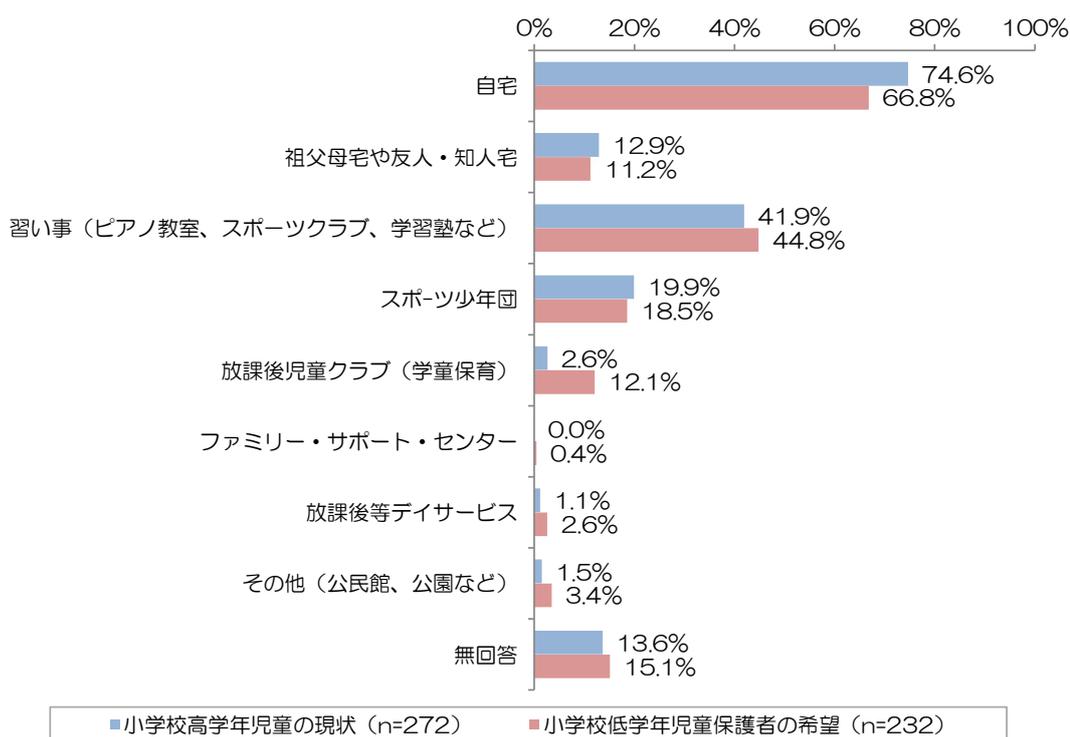
※複数回答

◆ 高学年時における放課後の過ごし方の現状と希望

「放課後児童クラブ」について、小学校低学年児童保護者の希望と小学校高学年児童の現状の間に差異がみられます。

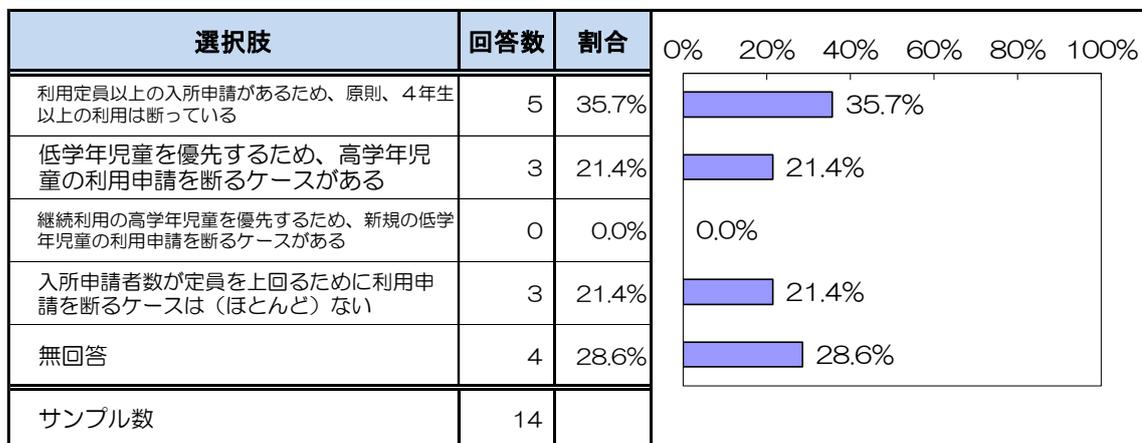
事業所等に対する意向調査においても、高学年児童の利用申請を断っているケースがみられることから、放課後児童クラブの受入れ体制の整備が求められています。

・小学生調査



※複数回答

【参考】放課後児童クラブにおける児童の受入れ状況 (事業所等に対する意向調査)



※複数回答

④ 保護者の就労状況、育児休業の取得状況について

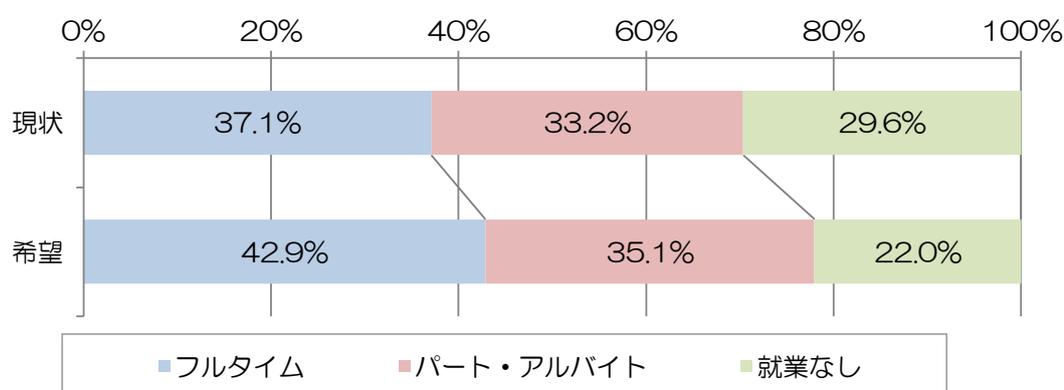
◆ 母親の就労状況と就労希望

平成 25 年度調査（未就学児調査）では、就業していない母親の割合が 3 割弱に達し、そのうち約 4 分の 1 は就労を希望する等、現状と希望の間に差異が生じていました。

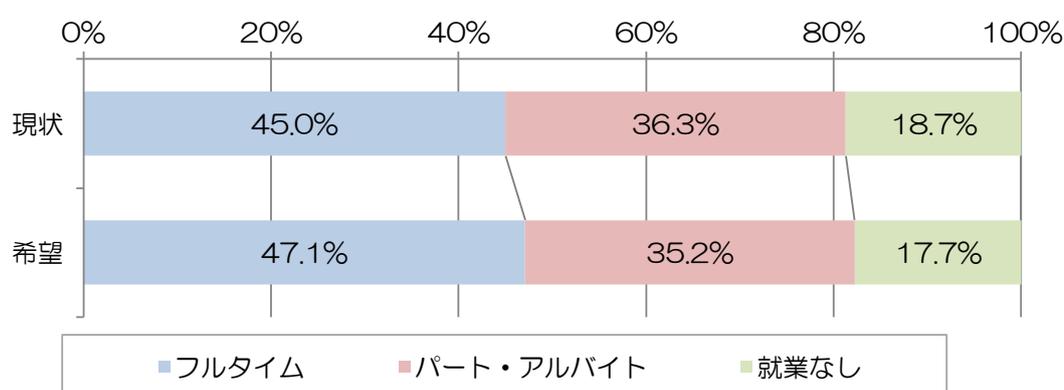
しかし、平成 30 年度調査（未就学児調査）では、就業している母親の割合は 8 割強に達し、現状と希望の差異も平成 25 年度調査と比較して、小さくなっています。

本市においては、未就学児の母親の就労ニーズを満たすことができる環境がおおむね整ったと考えられます。

・未就学児調査（平成 25 年度）



・未就学児調査（平成 30 年度）



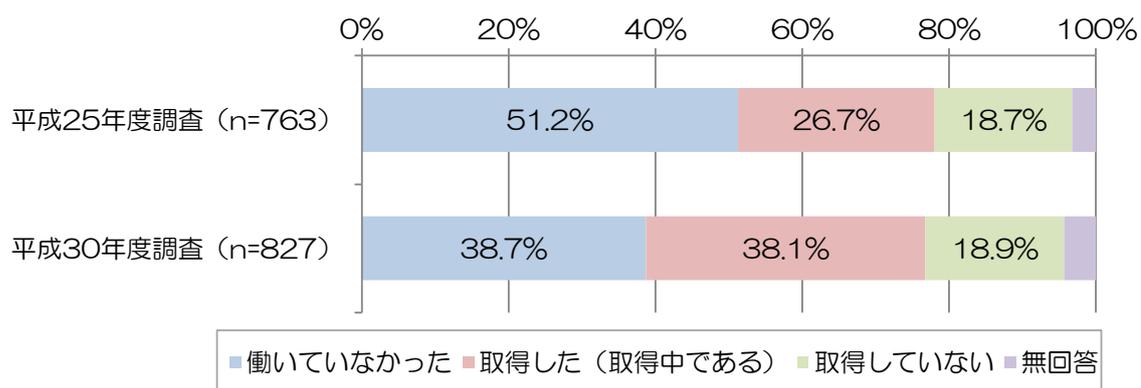
◆ 末子が生まれた際の育児休業の取得の有無

母親について、平成30年度調査と比較して、就業率が高くなるともに、就業者に占める「取得した（取得中である）」の割合も上昇しています。

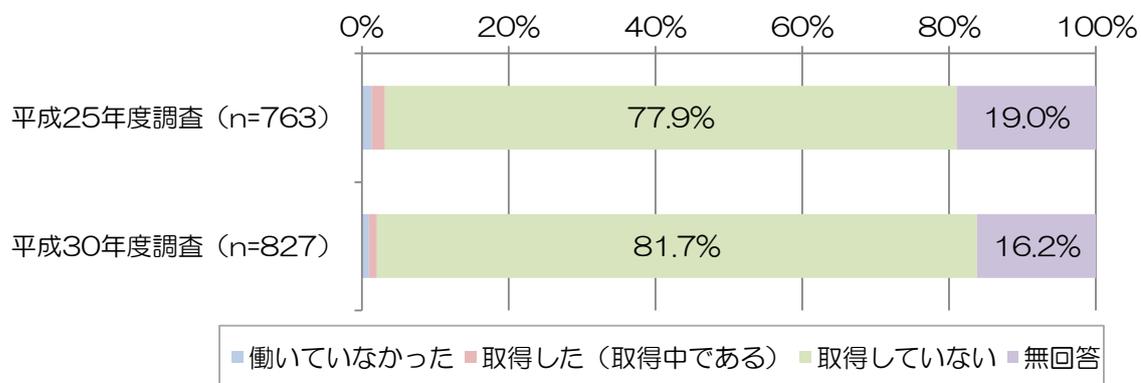
一方、父親については、「取得した（取得中である）」の割合が1.8%から1.1%に低下しています。

・ 未就学児調査

（母親）



（父親）



◆ 育児休業を取得しなかった理由

父親の「仕事が忙しかった」、母親の「子育てや家事に専念するため退職した」がそれぞれ最も多くなっています。

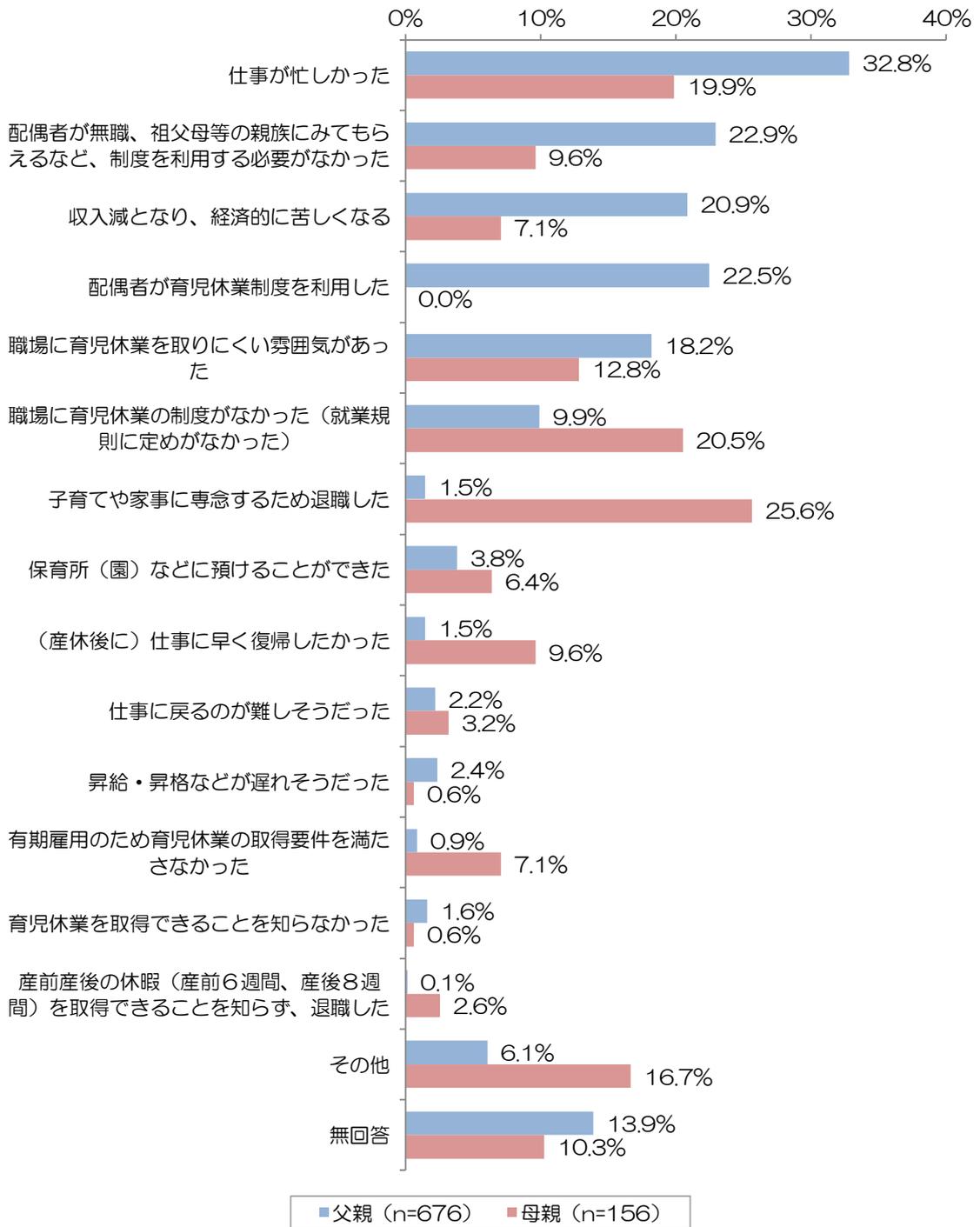
「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」等の職場環境により育児休業を取得できなかったとする回答も多く存在していることから、事業所等に対する子育てと仕事の両立に関する啓発の強化が必要であると考えられます。

・ 上位3項目

	1位	2位	3位
父親	仕事が忙しかった (32.8%)	配偶者が無職，祖父母等の親族にみてもらえるなど，制度を利用する必要がなかった (22.9%)	配偶者が育児休業制度を利用した (22.5%)
母親	子育てや家事に専念するため退職した (25.6%)	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった） (20.5%)	仕事が忙しかった (19.9%)

※未就学児調査（複数回答）

・未就学児調査



※複数回答

⑤ 児童虐待について

◆ 児童虐待について見聞きしたことの有無

「ある」と回答した割合は11.6%となっています。

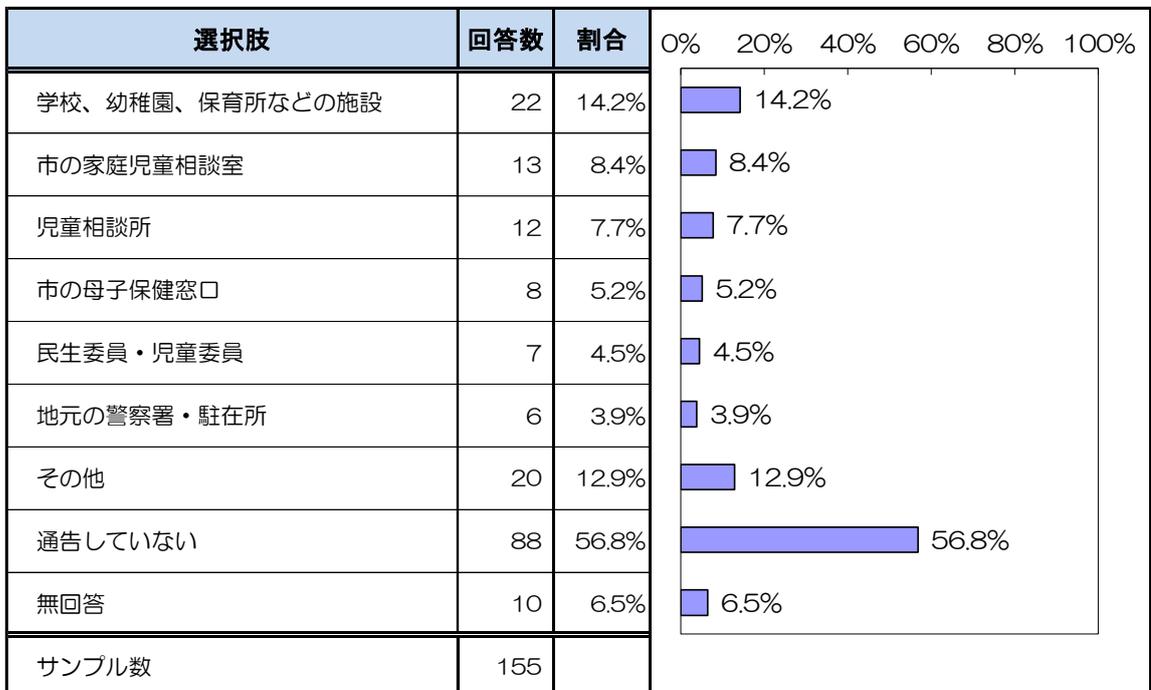
・未就学児調査，小学生調査（合算）



◆ 児童虐待を見聞きした際の通告先

「通告していない」が56.8%と半数を上回っていますが、具体的な通告先としては、「学校、幼稚園、保育所などの施設」が14.2%と最も多く、次いで、「市の家庭児童相談室」の8.4%、「児童相談所」の7.7%の順となっています。

・未就学児調査，小学生調査（合算）



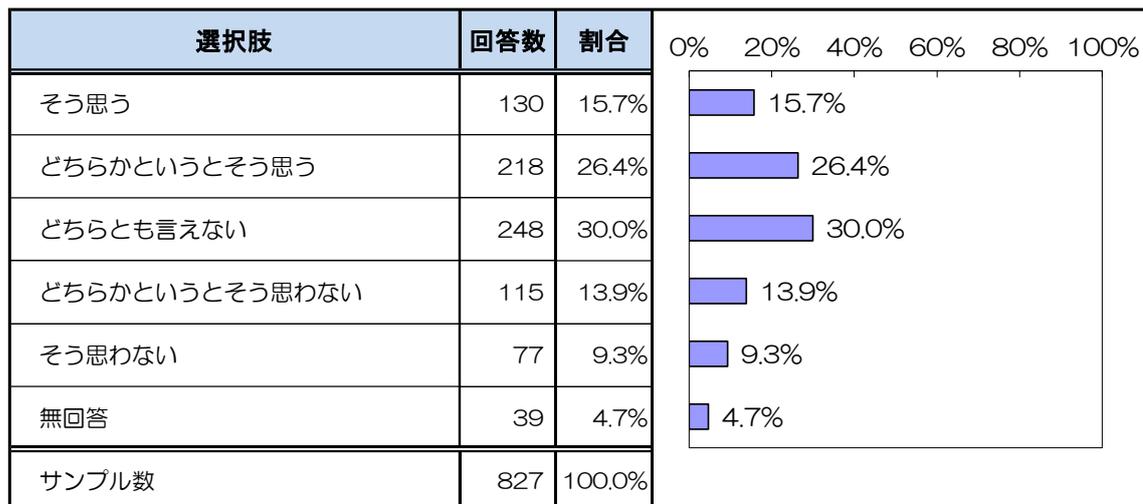
※複数回答

⑥ 本市の子育て支援に対する満足度について

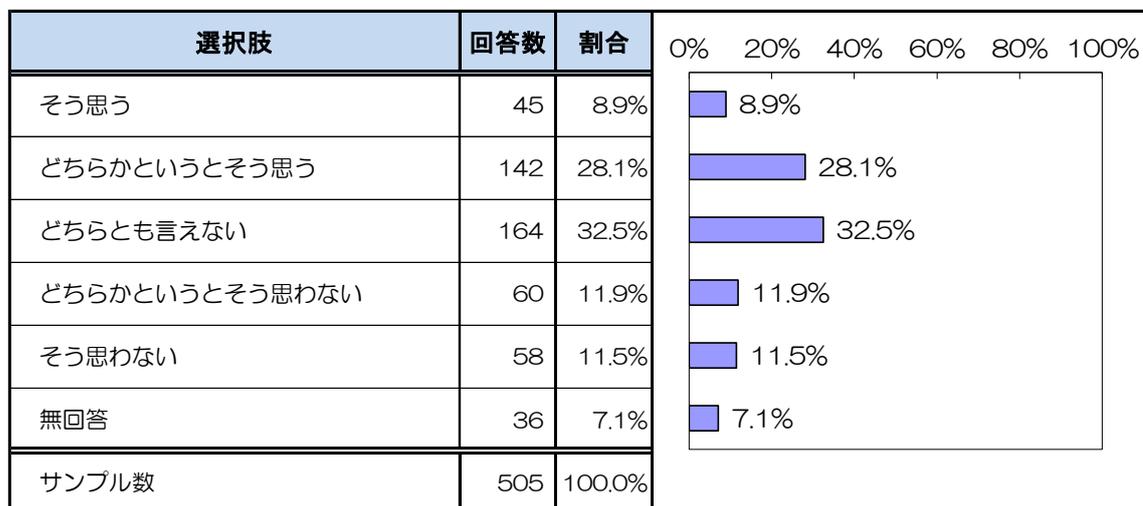
◆ 指宿市が子育てしやすいまちであるという認識

「そう思う」「どちらかというと思う」を合計した割合は、未就学児調査で42.1%、小学生調査で37.0%となっており、「そう思わない」「どちらかというと思わない」の割合をそれぞれ上回っています。

・未就学児調査



・小学生調査



※複数回答

3 第一期計画の評価

(1) 教育・保育の提供体制

1号認定及び2号認定の3～5歳児に対する提供体制は確保できました。3号の0～2歳児に対する提供体制は確保できませんでしたが、定員弾力化（受入基準を満たした上での定員数を超えた受入れ）による対応を行ったため、待機児童は発生しませんでした。

事業	評価
【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭	提供体制が確保できた。
【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）	提供体制が確保できた。
【0～2歳】3号認定	提供体制が確保できなかった。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一部の事業で十分な提供体制が整えられなかったものの、おおむねの需要量を満たす提供体制が確保できました。

事業	評価
時間外保育事業（延長保育事業）	自主事業で行っている施設を含めると8割の施設で実施しており、体制はおおむね確保できた。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	おおむね確保できているが、条件が合わない、定員の都合等で利用できない保護者がいた。
子育て短期支援事業	平成30年7月より児童養護施設での提供体制を確保。利用者はなかった。
地域子育て支援拠点事業	現行の2施設で継続して提供体制を確保した。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	認定こども園に移行した施設においても供給量を確保することができた。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）	自主事業で行っている施設を含めると、体制はおおむね確保できた。
病児・病後児保育事業	平成28年度までは福岡医院での病後児保育，平成29年度からは指宿医療センターでの病児保育を実施しており，体制は確保できた。

事業	評価
ファミリー・サポート・センター	平成 29 年度から 1 か所設置。提供会員数も少しずつ増加した。
利用者支援事業	第一期計画期間中には設置できなかった。
妊婦健康診査	市保健センターで実施し、提供体制は確保できた。
乳児家庭全戸訪問事業	市保健センターで実施し、提供体制は確保できた。
養育支援訪問事業	補助事業としての利用はなかったが、相談員による訪問を行っており、提供体制は確保できた。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要支援児童の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会の活用ができていない状況であるが、調整機関職員については専門性強化を図るため、調整担当者研修会を受講するよう努め、関係機関との連携を図った。案件ごとに関連する関係機関とのケース会議は随時開催したが、要保護児童対策地域協議会による全体的・包括的な体制は構築できなかった。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業に対するニーズの把握ができなかったことから実施しなかった。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業に対するニーズの把握ができなかったことから実施しなかった。

(3) 施策の進捗状況

① 進捗度評価結果

第一期計画に定めた各施策について、関係各課による進捗度評価を行いました。

A評価（順調に推進できている）、B評価（おおむね順調に推進できている）を合計した割合は84.6%となっています。

・進捗度評価結果

基本目標等	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり	3 (23.1%)	8 (61.5%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	9 (42.9%)	10 (47.6%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	3 (23.1%)	9 (69.2%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)
基本目標4 みんなが育つ環境づくり	0 (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標6 安心して生活できる環境づくり	6 (60.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)
放課後子ども総合プラン	0 (0.0%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)
合計	22 (28.2%)	44 (56.4%)	10 (12.8%)	2 (2.6%)

※1施策に対し、複数の関係課等で個別に評価を行った結果を含んでいるため、施策の合計数と一致しない。

評価の内容：A. 順調に推進できている B. おおむね順調に推進できている

C. あまり推進できていない

D. 推進できていないもしくは実施が困難である

② 進捗度評価の低い施策の現状・課題と今後の方向性

進捗度評価において、進捗度が低いと評価（C評価またはD評価）された施策について、現状・課題、今後の方向性について、以下のとおり、分析・検討を行いました。

ア) 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実 ・放課後児童クラブに関する効果的・効率的取組の推進 	<p>発達障害の疑いのある児童など支援を必要としている児童を関係機関へつなぐ等の対応を取っているが、保護者との十分な意思疎通が図れないケースもあった。</p> <p>放課後児童クラブについては、空き教室等の活用が見い出せなかったが、第二期計画期間中において、地域を巻き込んだ組織体制を図りながら実施する方向で進めている。</p>

イ) 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊産婦訪問指導 	<p>利用者支援事業については、第二期計画期間中に実施予定。</p> <p>妊産婦訪問指導については、すべての対象者を訪問することを目指したものの、マンパワー不足により対応することができなかった。</p> <p>自殺対策や性・薬物等の問題に対しては、パンフレット等を活用した周知活動を行ったものの、具体的な対策が図れなかった。今後は教育委員会等と連携を図りながら支援策を講じていきたい。</p>

ウ) 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策の充実 	<p>関係機関とともに児童虐待防止に努めてきたが、要保護児童対策地域協議会も設置することができず、十分な連携が図れたとは言えなかった。令和元年度に設置した要保護児童対策地域協議会において情報共有を図る等の強化に努めたい。</p>

エ) 基本目標 6 安心して生活できる環境づくり

施策	現状・課題，今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅の確保 ・犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体との情報交換 	<p>良質な住宅の確保については，市営住宅等の公共住宅への子育て世帯以外の入居希望も多く，具体的な施策に取り組めなかった。</p> <p>防犯活動等については，こども安全パトロール等の地域活動の浸透は図られたものの，関係機関との定期的な情報交換の場を設置できていないことから，今後は体制づくりに努めていきたい。</p>

オ) 放課後子ども総合プラン

施策	現状・課題，今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・両事業の一体的な，または連携による実施に関する方策 ・小学校の余裕教室等の両事業への活用に関する方策 ・両事業の実施に係る福祉と教育の具体的な連携に関する方策 ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等 	<p>第一期計画において，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用者の量を見込み，放課後子ども教室との一体型の設置を目指したが，各保育施設等が実施している放課後児童クラブの供給に吸収される格好となり，事業展開が図れなかった。今後は，第二期計画期間中に学校の空きスペース等を活用した施設の設置と事業実施に取り組みたい。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第一期計画においては、基本理念として、「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」を掲げています。

子どもは家庭の希望であり、地域の宝です。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

そして、すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

この考え方については、不変であると考えられることから、本計画においても、第一期計画を継承し、「すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき」を基本理念として定めます。

すべての子どもの**健**やかな成長と**幸**せ
地域で子育て応援 いぶすき

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現させるため、次の6項目を基本目標として定め、施策の推進を図ります。

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを実現させるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

本市においては、ニーズ量に対応した教育・保育サービスの提供体制がおおむね確保できています。一方、子育てに関するアンケート調査においては、公園や屋内で子どもを遊ばせることができる施設等に対する要望も多く寄せられました。

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する体制を確保することで、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられ、子どもの成長を育む環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業等の推進
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 子育てを支える施設の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・ 放課後児童クラブの整備

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子どもを産み育てるためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象に、必要な支援が切れ目なく提供されることが重要です。

本市においては、各種相談支援事業や母子保健事業の実施等により、子育て家庭に対する切れ目のない支援の提供に努めています。

情報提供・相談支援・保健・医療等の子育てに関する切れ目のない支援体制を確保することで、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・子育て世代包括支援センターの整備
- ・児童生徒の心のケアのための相談体制の充実

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

障害・疾病・虐待・貧困等によって支援や配慮が必要な子どもを含む、すべての子どもの育ちを支えるためには、子どもや子育てを見守り、必要に応じて支援につながることでできる仕組みづくりや、社会的な支援を必要とする子どもやその家族に対する包括的な支援体制の構築が重要です。

本市においては、18歳未満の子どもがいる世帯の約1割をひとり親世帯が占め、子育てに関するアンケート調査においては、児童虐待について見聞きしたことがある保護者の割合が1割を超えている状況にあります。

支援が必要な子どもや子育て家庭が必要な支援を受けられる体制を確保することで、すべての子どもの育ちを支える環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
- (2) 支援の必要な子ども・子育て世帯への支援の充実

◆ 新たに実施する主な取組

- ・要保護児童対策の充実
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置

基本目標4 みんなが育つ環境づくり

子どもの成長には、愛情あふれる温かな家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要です。

また、親や家族、地域もそれぞれが子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長していくことが重要です。

本市においては、地域と学校が相互に連携・協働する「地域学校協働活動」を推進する等、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりに努めています。

子どもが健全に学び、育つための教育の充実を図るとともに、親・家庭・地域の子育て力の向上や次世代の親の育成等を図ることで、子ども・親・家族・地域のそれぞれが育つ環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり
- (3) 親・家庭・地域の子育て力の向上
- (4) 次世代の親の育成

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

子育てと仕事の両立を実現させるためには、保育サービスの充実だけではなく、安心して妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる職場環境の整備や、男女問わず子育てに参加する社会全体の意識の醸成等が重要です。

しかし、子育てに関するアンケート調査結果においては、子どもが病気やケガで幼稚園を休んだ際の対応や育児休業の取得に関して、母親に偏っている状況が見受けられました。

子育てと仕事の両立を支援する職場環境整備の推進や男女共同参画意識の醸成等を図ることで、子育てと仕事の両立を応援する環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- (2) 男女共同参画の推進

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

我が国では、毎年、多くの子どものいのちが事故や犯罪、自然災害等による被害により、失われています。また、子どもの7人に1人は経済的に困難な状態にあるとされています。

子どもが安心して生活するためには、生活環境における安心・安全の確保が重要です。

本市においては、公共施設のバリアフリー化や防犯・事故防止活動の推進、子育て家庭に対する経済的な支援の充実等により、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境づくりに努めています。

ハード・ソフトの両面から安心・安全な生活環境の整備を図ることで、安心して生活できる環境づくりを推進します。

◆ 基本施策

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもの交通等の安全確保
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (5) 経済的な支援の充実

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき	基本目標 1 子どもの成長を育む環境づくり	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 放課後児童健全育成事業等の推進 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育てを支える施設の充実
	基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	(1) 情報提供・相談支援体制の充実 (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	(1) 地域での子育て支援の充実 (2) 支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の充実
	基本目標 4 みんなが育つ環境づくり	(1) 学校教育の充実 (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり (3) 親・家庭・地域の子育て力の向上 (4) 次世代の親の育成
	基本目標 5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 (2) 男女共同参画の推進
	基本目標 6 安心して生活できる環境づくり	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 安全・安心なまちづくりの推進 (3) 子どもの交通等の安全確保 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (5) 経済的な支援の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

① 教育・保育施設の充実

子どもや保護者の選択に基づいた教育・保育を受けられるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の整備や地域型保育事業の導入による教育・保育の提供体制の確保に努めています。また、建物の老朽化が進んでいる施設については、施設からの要望等を踏まえ、財政的支援を行っています。

今後も、教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、施設の環境改善を推進します。

② 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設です。

これまで、保育所・幼稚園から認定こども園への移行を推進し、認定こども園の普及が図られてきました。

今後も、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、多様な保育ニーズにも応えることができる「認定こども園」の普及を図ります。

③ 教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

健やかな発達を促進するためには、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

これまで、専門性の向上を図り、教育・保育の共通理解を深めるため、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めてきました。

今後も、幼稚園教諭・保育士に対する研修等への参加促進に努め、教育・保育の質の向上を図ります。

④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の実施においては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性、施設の資金面等を考慮して行う必要があります。施設に対する指導監査等に関して県との連携に努めるとともに、施設等利用給付については、保護者や施設の状況を判断して行います。

⑤ 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業等を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援とともに、施設の意向等も踏まえた環境整備に努めてきました。

今後も、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援に努めるとともに、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

⑥ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

発達障害等により特別な支援が必要な子どもについて、支援が必要な子どもやその保護者が、支援を受けることができるよう、相談体制の充実や関係機関との連携に努めています。

今後は、支援が必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供するため、相談体制のさらなる充実や関係機関との連携強化に努めるとともに、関係機関職員の研修・指導體制の整備に努めます。

⑦ 保・幼・小の連携

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性の確保においては、ライフステージごとの教育・保育が円滑に移行し、子どもの心身の発達に応じた体系的な教育・保育の提供が組織的に行われる必要があります。

これまで、交流活動や連絡会議への参加等による就学前施設と小学校の連携を推進してきました。

今後も、就学前施設と小学校の交流活動や連絡会議等の取組を推進し、子どもの小学校への円滑な移行の支援体制の整備を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業等の推進

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、平日の授業終了後から夕方、また土曜日や長期休暇期間中の朝から夕方までの時間帯に預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

一方、放課後子ども教室は、小学校に就学しているすべての児童に対し、放課後の時間帯に空き教室等を利用して、週1回程度、地域住民がボランティアで学習活動やスポーツ・文化芸術活動等を行うものです。

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた両事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の提供体制の整備を推進します。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブは現在、3保育所、1幼稚園、5認定こども園の9か所で実施しています。また、令和3年度の開所を目指し、指宿小学校及び大成小学校敷地内における整備を進めています。

今後は、安定的な運営と提供体制における質の向上にも取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	人	327	350	340	338	320
② 目標整備量	人	291	351	351	341	341
	か所	9	11	11	10	10
③ 過不足 (②-①)	人	▲36	1	11	3	21

② 放課後子ども教室の実施計画

平成30年度に小学校2校をモデル校として実施し、令和元年度は、平成30年度にモデル校として実施した2校に新たな1校を加えた3校で実施しています。

放課後子ども教室の実施については、設置は市が行いますが、運営は地域学校協働活動本部（学校応援団協議会）が担う必要があるため、地域及び学校の理解が必要です。

今後は、地域及び学校に対する意識啓発を行いながら、放課後子ども教室の整備を促進します。

③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

両事業の実施については、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、一体的にもしくは連携して実施することが求められており、両事業を同一の小学校内等で実施する一体型による実施と、少なくともどちらか一方の事業が小学校内等以外で実施されている連携型による実施に分類されています。

本市においては現在、連携型を3か所で実施していますが、指宿小学校及び大成小学校敷地内への放課後児童クラブの整備を進めていることから、一体型の令和5年度に達成されるべき目標事業量として、2か所を設定します。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標事業量	か所	3	5	5	5	5
	うち、一体型	0	2	2	2	2
	うち、連携型	3	3	3	3	3

④ 両事業の一体的な、または連携による実施に関する方策

放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムについては、地域ボランティアの協力による学習支援や体験活動等の多様なプログラムを企画することを基本とし、各学校区の事情に合わせ対応します。

また、実施に際しては、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

連携型により実施する場合には、プログラム終了後に各放課後児童クラブに移動する必要があるため、児童が安全に移動できるよう配慮して実施します。

⑤ 小学校の余裕教室等の両事業への活用に関する方策

指宿小学校区・大成小学校区において、学校敷地を活用した専用施設による放課後児童クラブの整備を進めています。その他の小学校においては、余裕教室等の状況、学校再編の動向や既存の放課後児童クラブの状況等を踏まえ、必要に応じた検討を行います。

⑥ 両事業の実施に係る福祉部局と教育部局の具体的な連携に関する方策

今後の両事業の実施に向けては、実施状況や課題等を共有し、事業検証や課題解決に対応していくため、福祉部局と教育部局において定期的な協議等の場を設け、横断的な事業の展開に努めます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害・疾病・虐待・貧困等によって特別な支援や配慮が必要な児童の利用に際し、必要な支援や配慮を受けることができるよう、要保護児童対策地域協議会等の関係機関の協議・情報共有の場の設置等により、両事業の利用者以外も含む、すべての特別な配慮・支援が必要な子どもに対応できる体制の構築を図ります。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

本市においては、放課後児童クラブを保育所等への委託事業として実施しています。委託先施設等の事情もあり、開所時間の延長に係る取組の積極的な展開は図れていない状況にあります。

今後は、地域の実情や保護者の利用意向を反映して、開所時間の延長を行う放課後児童クラブの拡大を検討します。また、新たに放課後児童クラブを開設する場合においては、開設当初から開所時間の延長が可能な体制の確保に努めます。

⑨ 子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「学びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る役割を担うものです。

今後は、このような役割をさらに向上させていくため、職員に対する研修参加の促進や情報提供に努めます。

⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブが、子どもの健全な育成を図る場としての役割を果たすためには、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民に周知したうえで、利用者や地域等と連携した子どもの健全な育成に努める必要があります。

今後は、利用者や地域住民への育成支援の内容の周知を促すとともに、小学生以下の子どもを持つ保護者を含む市民全体に対する放課後児童クラブに関する周知・啓発に努めます。

(3) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業の実施

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等での保育を実施する事業です。

本市においては、12施設が事業を行っています。

今後も、各園の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

② 保育所等での一時預かり事業

保育所等での一時預かり事業は、保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業です。

本市においては、14施設が事業を行っています。

今後も、各園の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

③ 幼稚園等での一時預かり保育事業

幼稚園等での一時預かり保育事業は、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園等での教育時間終了後、施設内で預かる事業です。

本市においては、9施設が事業を行っています。

今後も、各園の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等の専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本市においては、市内事業所と契約して実施している他、自主事業として行っている施設においても、病児・病後児の受入れを行っています。

今後も、実施施設の意向を踏まえながら、保護者からのニーズに対応していきます。

(4) 子育てを支える施設の充実

本市においては、教育・保育施設の整備が進み、教育・保育等に係る保護者のニーズにおおむね対応できている状況にあります。

一方、保護者の要望として、遊具が充実した公園や雨の日でも遊べる施設等の整備を求める声も数多くあります。

今後は、保護者からのニーズや本市の財政状況等を踏まえながら、施設の整備等について、検討を行います。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

本市においては現在、実施していませんが、保健師等の専門スタッフが、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行う等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する子育て世代包括支援センターの開設について、令和3年度を目標に取り組みます。

② 地域での情報提供・相談事業

本市では、地域の子育て支援の拠点として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談への対応や子育てに関する情報提供、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

その他、子育てに関する情報提供については、広報紙やホームページ、各施設等を通じた情報発信に努めるとともに、「学びの広場事業」を週1回実施し、乳幼児を持つ保護者等を対象に情報交換の場の提供をしています。また、母子健康手帳交付及び妊婦相談、乳幼児健診、育児相談において、離乳食指導や栄養指導を行う等、心と身体の健康づくりを推進するため、健康づくりの基本となる「食」に関する情報の提供を行っています。

子育てに関する相談については、乳幼児とその保護者を対象に市内3か所で月1回、健診等で事後指導が必要な乳幼児とその保護者を対象に月1回、それぞれ相談の場を設けています。

今後も、子育てに関する情報の提供体制、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

① 母子健康手帳交付及び妊婦相談

妊娠届の際に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦への各種制度の説明や妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。

② マタニティスクール

両親学級を開催し、父親の育児参加のきっかけづくりを行っています。平成30年度は78名の参加がありました。

今後も、継続して実施します。

③ 親子教室

1歳6か月児～3歳児健診等において、言葉・行動等で気になる幼児または育児不安のある保護者を対象とした教室を開催し、育児支援を行っています。平成30年度は153名の参加がありました。平成30年度からは、乳児健診において、低緊張や発達で気になる乳児または育児不安のある保護者を対象とした教室を開催し、育児支援を行っています。平成30年度は32名の参加がありました。

今後も、継続して実施します。

④ 保健センター開放（みんなで遊ぼう）

乳幼児とその家族を対象に、保健センター等の場所と絵本・遊具を提供することにより、乳幼児の発達支援や保護者の育児負担の軽減を図っています。平成30年度は1,426名の利用がありました。

今後も、継続して実施します。

⑤ 母子保健推進員活動

地域における子育て支援として、母子保健推進員による活動は重要であり、声かけ訪問等に努めるとともに、活動内容やその役割についての情報提供を推進しています。

今後も、妊産婦や乳幼児の健康を守るため、母子保健に関する情報を収集し、より効果的な活動を推進します。

⑥ 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。

⑦ 産婦健康診査

3～4か月児健康診査と同時に産婦健康診査を実施し、産婦の健康管理を支援しています。また、平成31年度から産婦が受ける健康診査（2週間健診・1か月健診）に係る費用を助成することにより、産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っています。

今後も、継続して実施します。

⑧ 妊産婦訪問指導

妊婦・産婦の健康状態・生活環境・疾病指導等，妊娠中あるいは産後に必要な事項について，家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに，疾病や異常の早期発見・早期治療について助言することで，不安を取り除き，安心して出産・育児に臨むことができるよう支援しています。平成 30 年度は 110 件の訪問指導を実施しました。

今後も，継続して実施します。

⑨ ハイリスク妊産婦への支援

訪問指導によって低出生体重児の出生を予防するとともに，医療機関・保健所等の関係機関との連携によりハイリスク妊産婦を早期に発見し，必要に応じた支援を行っています。

今後も，継続して実施します。

⑩ 新生児・乳幼児訪問指導

新生児・乳幼児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等，育児上重要な事項について，家庭訪問のうえ，適切な指導を行うとともに，疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し，必要に応じた支援を行っています。平成 30 年度は 179 件の訪問指導を実施しました。

今後も，継続して実施します。

⑪ 乳児・幼児健康診査

乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を実施し，乳幼児の疾病の早期発見及び発育発達・生活習慣等のチェックを行い，必要な助言や育児支援を行います。

⑫ 歯科保健の推進

乳児健診・1歳6か月児健康診査・2歳児健康診査・3歳児健康診査において，歯磨き指導や歯科検診を行います。また，希望者に対してはフッ素塗布を行うとともに，むし歯等の予防・早期発見を図り，歯科保健活動を推進します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

① 思春期特有の課題に対する保健対策の充実

10代の自殺や不健康やせ等の思春期特有の課題について、関係者間で認識や情報の共有を図ったうえで、必要な保健対策を関係機関が連携して実施します。

10代の自殺に関しては、関係者間における児童生徒の問題行動等に関する情報共有を図ることで、自殺の兆候の早期発見・早期支援に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教職員向けゲートキーパー研修の実施等により、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

② 思春期における健康づくりの支援

子どもの発達段階に応じた保健指導を実施するとともに、薬剤師や警察官等の外部機関とも連携し薬物乱用防止教室を開催しています。

今後も、健康づくり及び性・薬物等の問題に関する意識の醸成や知識の普及を図るため、保健指導や薬物乱用防止教室の充実等に努めます。

③ 青少年が健康的な生活習慣を身につけるための支援

保健学習において、薬物や飲酒に関する授業を行うとともに、PTAや警察、薬剤師等と連携し、青少年による喫煙や飲酒がないよう指導しています。

今後も、これらの取組を継続して実施し、青少年が健康的な生活習慣を身につけることができるよう支援します。

(4) 小児医療の充実

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施しています。

また、妊婦健診や乳幼児健診を活用し、SIDS（乳幼児突然死症候群）や小児事故に関する正しい知識や危険因子、予防対策、かかりつけ医の重要性・必要性についての普及啓発に努めています。

日曜・祝祭日及び夜間における医療サービスの提供については、指宿医師会の協力を得て、当番医制により実施し、広報紙やチラシ・ホームページ等で情報提供を行っています。

今後も、医療機関との連携を図りながら、小児医療の充実に努めます。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援の充実

① ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かり等の援助活動を行う組織です。

本市においては、平成29年度に事業を開始しました。依頼会員、利用者ともに増加傾向にありますが、提供会員の確保等が課題となっています。

今後は、提供会員の育成に努めるとともに、事業の周知による利用促進を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

親と子どもが気軽に集い、交流し、ともに学び、成長していくことができる場として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、子育ての不安感等の緩和に努めています。

また、関係機関や子育て支援団体等との連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していく環境づくりに努めています。

今後も、これらの取組を継続して実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後2～3か月の乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問する事業です。子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する話を聞くことで、孤立の防止にもつなげています。また、訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、健康増進課と関係課が連携して支援しています。平成30年度は256件の訪問を実施しました。

今後も、継続して実施し、保護者が安心して子育てができ、乳児が健やかに成長できるよう支援します。

④ 子育て支援ネットワーク

保育所や幼稚園等において、情報交換及び相談の場を提供すること等により、サービス利用者間のネットワークづくりや気軽に相談できる場づくりを支援します。

また、子育て支援に係るサービス等が、子育て家庭に十分周知され、有効に利活用されるよう、広報紙やホームページ等の様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

⑤ 新たな地域コミュニティ組織に対する支援

本市においては、地域住民が抱える課題を地域で解決できるような仕組みとして、新たな地域コミュニティ組織づくりを促進する取組を行っています。

なかでも、子ども食堂に関しては、子どもや保護者に無料もしくは安価な食事を提供するだけでなく、孤食の解決や子どもと大人たちのつながり等、地域のコミュニティの連携の場としての役割も期待されています。

一方で、外国人居住者に対する支援等は十分ではないことから、多言語による公共サービスの提供と外国人支援関係者及び外国人コミュニティとの連携を図る必要があります。

今後も、新たな地域コミュニティ組織が、子どもを安心して産み育てることができる地域づくりに関連する課題解決に取り組む際には、積極的な支援を行います。

(2) 支援の必要な子ども・子育て世帯への支援の充実

① 療育等が必要な子どもと家族への支援

◆ 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療等の取組

障害の原因となる疾病・事故の予防・早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して実施します。

◆ 障害児やその家族に対する支援

関係機関の職員を対象とするこども支援部会を開催することで発達障害等のある幼児の共通理解を深め、障害のある子どもの保護者からの相談対応や関係機関との連携により、障害のある子どもの受入れを推進しています。

また、児童発達支援センターである総合支援センターわかばにおいて、保育所等訪問支援を実施しており、地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めています。

今後は、これらの取組を継続して実施するとともに、幼・保・小の連携・接続のさらなる充実に向け、幼・保・小連絡会を発足し、保育所・幼稚園・療育支援施設で行ってきた指導・支援内容を小学校等につなぎ、切れ目のない適切な指導や必要な支援が継続されるよう努めます。

◆ 障害に関する周知・啓発

認定こども園・幼稚園・保育所・療育支援施設・相談支援事業所の職員を対象に療育学習会を毎年2回開催し、発達障害等のある幼児の共通理解を深めることにより、発達障害を含む障害のある子どもの保護者からの相談対応や療育支援施設への円滑な支援につなげています。

今後も、継続して実施します。

② ひとり親世帯の自立支援

ひとり親世帯に対して、児童扶養手当や医療費の支給等の養育支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付等による自立支援を行っています。これらの支援については、広報紙等において広く周知を図っています。

今後も、国や鹿児島県が実施するひとり親世帯に対する支援策を着実に実施し、生活支援や就業に関する相談体制を整備することで、ひとり親世帯の総合的な自立支援の推進に努めます。

③ 要保護児童対策の充実

本市の家庭児童相談の概要や関係機関の情報をまとめた「家庭児童相談室これから1年」を学校等の関係機関に配布し、児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を図っています。また、必要に応じて個別ケース会議を開催し、虐待の恐れがある子どもの早期発見・早期対応に努めています。

今後も、関係機関との連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の機能も活用する等、要保護児童対策のさらなる充実を図ります。

④ 子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や情報の提供・相談業務、関係機関と協力した調査・指導等を行う、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等を行う拠点となるものです。

本市においては現在、設置していませんが、第二期計画期間中を目標に設置に取り組みます。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業，トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業，トワイライトステイ事業）は，児童の保護者が，出産や病気等の社会的事由等により一時的に家庭における養育が困難となった場合において，児童福祉施設等で一時的に預かる事業です。

児童養護施設に外部委託し，平成30年7月より利用が可能な状況となっています。

今後も，引き続き契約施設と連携し，支援を必要とする子どもとその保護者への対応に努めます。

⑥ 外国につながる子どもと家族への支援

我が国では，外国人の子ども，両親が国際結婚の子ども等の外国につながる子どもが増加傾向にあります。

本市においても，外国人住民の増加に伴い，外国につながる子どもが増加傾向にあり，必要に応じて情報提供・相談支援を行っています。

今後も，これまでの取組を継続して実施するとともに，教育・保育を提供する事業所等が外国につながる子どもの円滑な受入れができるよう，事業所等に対する必要に応じた指導・助言を行います。

⑦ 学校生活に困難を抱える子どもと家族への支援

不登校等の学校生活に悩む子どもや保護者に対する寄り添った支援を行うため，家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカー，その他関係機関が連携しながら相談対応等を行い，必要に応じて適応指導教室へつなげる等の対応を行います。

基本目標4 みんなが育つ環境づくり

(1) 学校教育の充実

① 確かな学力の向上

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度をそれぞれ身につけることが大切であり、それを支える教育体制の充実が必要です。

本市においては、学力向上プランの策定・点検、学力向上推進校における実践的な研究等を通して、知識・技能の確実な定着や思考力・判断力・表現力の育成、言語活動の充実を図った授業づくりの改善に努めています。

今後も、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制のさらなる充実や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善等による子どもの学力向上を支える教育体制の充実に努めます。

② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため、道徳の時間の指導や心に届く生徒指導、人権尊重精神を高める人権教育等の充実により、道徳教育の充実を図ります。

③ 健やかな体の育成

子どもの体力低下、生活習慣の乱れ、肥満の増加等の現代的課題に対応するためには、健康的な生活習慣を身につけさせるとともに、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣・意欲の醸成に取り組むことが必要です。

本市においては、学校保健委員会等を中心に生活習慣の改善に関する保護者への啓発に努めています。

また、児童生徒の体力・運動能力調査や生活習慣等調査を踏まえ、現状と課題を把握し、体育科授業の改善や運動部活動の充実による体力向上を図るとともに、防犯綱引き大会、地域運動会、駅伝大会等のスポーツ活動への参加を呼びかけ、生涯にわたってスポーツに親しむ児童生徒の育成に努めています。

今後も、これらの取組を継続して実施します。

④ 信頼される学校づくり

子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するためには、学校と家庭、地域の関係機関・関係団体等が連携しながら、地域全体で子どもを育ていく環境を整える必要があります。

本市においては、各小中学校における学校運営協議会を通して、学校・保護者・地域が一体となり、児童生徒や学校の課題解決に連携・協働して取り組む体制が整いつつあります。

児童生徒や学校の課題解決に向けた、協働による具体的な取組の実施につながるよう、学校運営協議会に対する働きかけや必要な支援を行います。

⑤ 幼児教育の充実

専門性を向上し、質の高い幼児教育を提供できるよう、幼稚園教諭・保育士の研修等について、情報提供や確認指導等における参加促進に努めています。

また、保護者からの多様なニーズに対応できるよう、保育所・幼稚園から認定こども園への移行を推進し、認定こども園の普及を図っています。

今後も、これらの取組を継続して実施します。

(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり

① 子どもの健全な育成

子どもの健全な育成を図るためには、地域と連携して、子どもが自主的に参加し、学習・体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる環境が必要です。

本市においては、地域の協力により、あいさつ・声かけ運動や校区公民館講座の実施、青少年育成推進員の配置等による子どもの健全な育成に努めています。

また、校区ごとに青少年育成会議を開催する等、次代を担う地域リーダーの育成にも取り組んでいます。

今後は、子どもの健全な育成のため、地域と連携しながら、子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

② 世代間交流の促進

子どもたちが様々な世代と交流することは、子どもの社会性や人間性を育むうえで重要なことです。また、子どもたちと地域住民の交流は、地域全体で子どもを育む環境をつくる意識の醸成につながると考えられます。

本市においては、校区公民館講座や子ども会活動、放課後子ども教室等の実施を通して、世代間交流や子どもたちの居場所づくりに努めています。

今後は、これまでの取組を継続して実施するとともに、読書教育を通じた新たな世代間交流等の実施を検討します。

また、学校と地域が相互に連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するため、全校区にある学校応援団協議会を生かしながら、地域全体で子どもたちの成長を支え、それぞれの地域の実情に応じた多種多様な取組の促進、地域の活性化を図ります。

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年、スマートフォン利用の低年齢化が進んでおり、インターネットの長時間利用等による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪被害の発生等が問題になっています。

これらの問題に対応するため、青少年のインターネットの適切な利用に対する啓発活動を推進していく必要があります。

本市においては、情報モラル教育推進事業を平成 30 年度から開始し、各校区公民館における青少年育成会議でのテーマ設定や意見交換を行ってきました。

また、インターネット利用等に関する研修会・講演会の開催による意識啓発を図るとともに、関係機関・団体との連携にも努めてきました。

さらに、各学校において、教科等の授業や外部講師等による講話を通して、インターネットの安全利用に関する「情報モラル教育」に取り組んでいます。

今後も、青少年とその保護者を対象に、「情報モラル教育」の推進を図るとともに、警察等の関係機関、PTAやその他各種団体等と地域が一体となって連携し、子どもを取り巻く有害環境対策の推進体制の整備に努めます。

(3) 親・家庭・地域の子育て力の向上

① 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るため、市内の小・中学校及び保育園・幼稚園等に家庭教育学級を開設しています。小・中学校については、すべての学校で開設していますが、幼稚園・保育園等の家庭教育学級の開設数は減少傾向にあります。

また、平成 29 年 8 月からブックスタート事業を行い、絵本を渡す際にブックスタートや読み聞かせの方法等に関する説明を行い、保護者の読み聞かせ力の向上を図っています。

今後は、家庭教育学級の開設・運営方法や学習内容の見直しを行い、開設学級数や学習内容の充実を図ります。

また、ブックスタート事業について、利用者数が少ないという課題があることから、保護者への周知を図るとともに、事業運営について、検討・改善を行います。

② 食育の推進

子どもに対する食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となる重要なものです。

本市においては、乳幼児健診・育児相談・離乳食教室等の機会を活用した栄養指導や食育月間に合わせた普及啓発活動、食生活改善推進員による料理教室を通じた郷土料理の伝承等の「食育」の推進に取り組んでいます。

今後も、これらの取組を継続して実施し、「食育」の推進に努めます。

③ 地域の教育力の向上

子どもたちの豊かな人間性、たくましく生きるための力を地域全体で育むためには、地域住民や関係機関等が協力し、総合的な地域の教育力の向上及び関係機関のネットワークの強化に取り組むことが重要です。

本市においては、校区公民館事業、校区青少年育成会議の開催、学校応援団活動の促進等により、地域の教育力の向上を図っています。

今後、校区公民館事業等については、より多くの地域住民の参加を促進します。

学校応援団については、学校の要請に応じた支援を行う学校応援団からさらに一歩進んだ、地域と学校が相互に連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するため、全校区に地域学校協働活動を企画・実施するための組織とこれらを統括する指導・助言体制を整え、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりに努めます。

(4) 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを産み育てたいと考える男女の希望をより実現させていくためには、各分野が連携して、効果的な取組を推進していく必要があります。

鹿児島県においては、これまで実施していたボランティアによる結婚相談や紹介等の活動を行う「世話やきキューピッド事業」に加え、平成 28 年度からは、結婚を希望する独身男女の結婚相談等の活動を地域で行うボランティアである地域婚活サポーターの募集を開始しました。平成 29 年度からは、かごしま出会いサポートセンターを開設し、会員同士のマッチングを実施しています。

本市においては、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を達成するための事業の一つとして、平成 30 年度に指宿市出会いサポート事業を開始し、出会いの機会の提供等を行っています。

また、中学生を対象とした職場体験学習においては、保育所・幼稚園や病院等での職場体験も行っており、命の大切さについて実感できる取組になっています。

今後は、県が実施する事業の周知を図るとともに、令和 2 年度に見直しを予定している指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略も踏まえた、より効率的・効果的な事業を検討・実施します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事を持つ母親が増加する中、安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けるためには、職場をはじめとする社会全体の理解が必要です。そのためには、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考えを職場のみならず企業、家庭等の社会全体で理解・共有することが重要です。

本市においては、イクボス研修の実施による事業所への啓発等に取り組んでいますが、出産により母親が仕事を退職するケース等も多く、必ずしも子育てと仕事の両立が実現できているとは言えない状況にあります。

誰もが働きやすい労働環境の実現に向けた情報提供や啓発の強化に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画講座等の研修会の充実

子育てと仕事の両立させるためには、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てる必要があります。家庭・地域・職場等において、男女共同参画意識の醸成を図っていく必要があります。

学校・家庭、地域、職場等が相互に連携して、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共に責任を分かち合うことの大切さを認識するための教育・学習の場の充実に努めます。

② 政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大

第2次指宿市男女共同参画基本計画に基づき、庁内の各種審議会等への女性登用率を向上させ、各分野の政策・方針決定過程に多様な意見が反映されるよう努めます。

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

(1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、道路・公園・公共交通機関・公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を進めていく必要があります。

平成29年度に実施した指宿庁舎における「トイレ・エレベーター棟新築工事」においては、バリアフリー化及び多目的トイレの設置等、高齢者や子ども連れの人も利用しやすい環境整備を行いました。現在検討している公共施設等の改修についても、バリアフリー化に向けた検討を進めています。

また、公共交通機関のバリアフリー化として、市内循環バスについて、ワンステップ車両での運行を実施しています。

今後は、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設のバリアフリー化に対する支援についても、施設等からの要望も踏まえて、実施を検討します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

毎年、全国各地で登下校中の児童・生徒が事故や犯罪に巻き込まれるケースが発生しています。

本市においては、防犯灯等の整備について、通学路の優先的な整備を行っています。

今後も、子どもたちの安全のため、積極的な整備を推進します。

(3) 子どもの交通等の安全確保

① 交通安全教育の推進

子どもの交通事故を防止するためには、子どもやその保護者を対象とした交通安全教育を推進していくことが重要です。

本市においては、学校が実施する交通安全教室への積極的な参加、横断歩道立哨の推進等による交通事故防止に努めています。

今後も、警察や地域住民等と連携し、地域一体となった交通事故防止に努めます。

② チャイルドシートの正しい使用の徹底

ホームページ等でチャイルドシートの着用を呼びかけるとともに、チャイルドシートの一時的な貸出を実施しています。

今後は、これらの取組を継続して実施するとともに、広報紙における周知啓発等、チャイルドシートの正しい使用の徹底に資する取組を推進します。

③ 自転車の安全な利用の推進

学校で行う交通安全教室等において、自転車の安全な利用の周知を図っています。今後も、警察と連携し周知を図り、自転車の安全な利用を推進します。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体との情報交換

案件ごとにケース会議を開催し、関係機関・団体との協力体制の構築に努めていますが、定期的な情報交換体制は確保できていません。

今後は、警察等の関係機関・団体間の定期的な情報交換体制の構築を図ります。

② 「子ども 110 番の家」

緊急時に子どもが駆け込める「子ども 110 番の家」について、警察・学校・地域住民と連携し、普及に努めています。

人口減少により空き家が増加している状況にありますが、子ども 110 番の家が減少しないよう、普及活動に取り組みます。

③ 「こども安全パトロール」

地域安全運動キャンペーン期間を中心に防犯パトロールを実施しています。

今後も、警察や地域住民と一体となり、パトロール活動を推進します。

(5) 経済的な支援の充実

子育て世帯においては、ひとり親世帯や多子世帯等において、子育てに係る費用を家計の大きな負担と感じている場合があると考えられ、国全体では子どもの7人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。

すべての子どもが安心して生活するためには、世帯の状況に応じて、必要な経済的支援を行っていくことが重要です。

本市においては、児童手当を支給するとともに、保育所等の保育料については、国の基準額と比べて低く設定する等、経済的負担の軽減に努めています。また、医療費についても、中学校卒業までの保険適用医療費の全額助成を実施しています。

今後も、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえながら、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

第5章 事業計画

第5章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、①現在実施している事業と考え方がマッチしており、需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易である、②勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる、の2つの理由により、市内全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無の3点を考慮したうえで、保育の必要性を認定し、給付を支給することとされています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

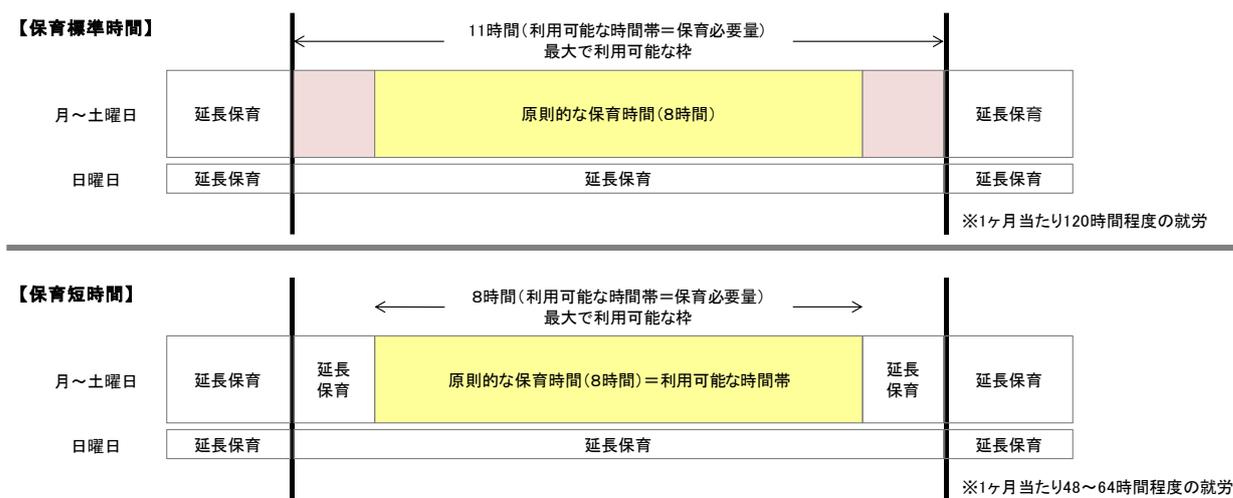
◆ 保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居親族等の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

◆ 保育の必要量

主にフルタイムを想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



◆ 優先利用に該当する事由

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他、市町村が定める事由

◆ 認定区分

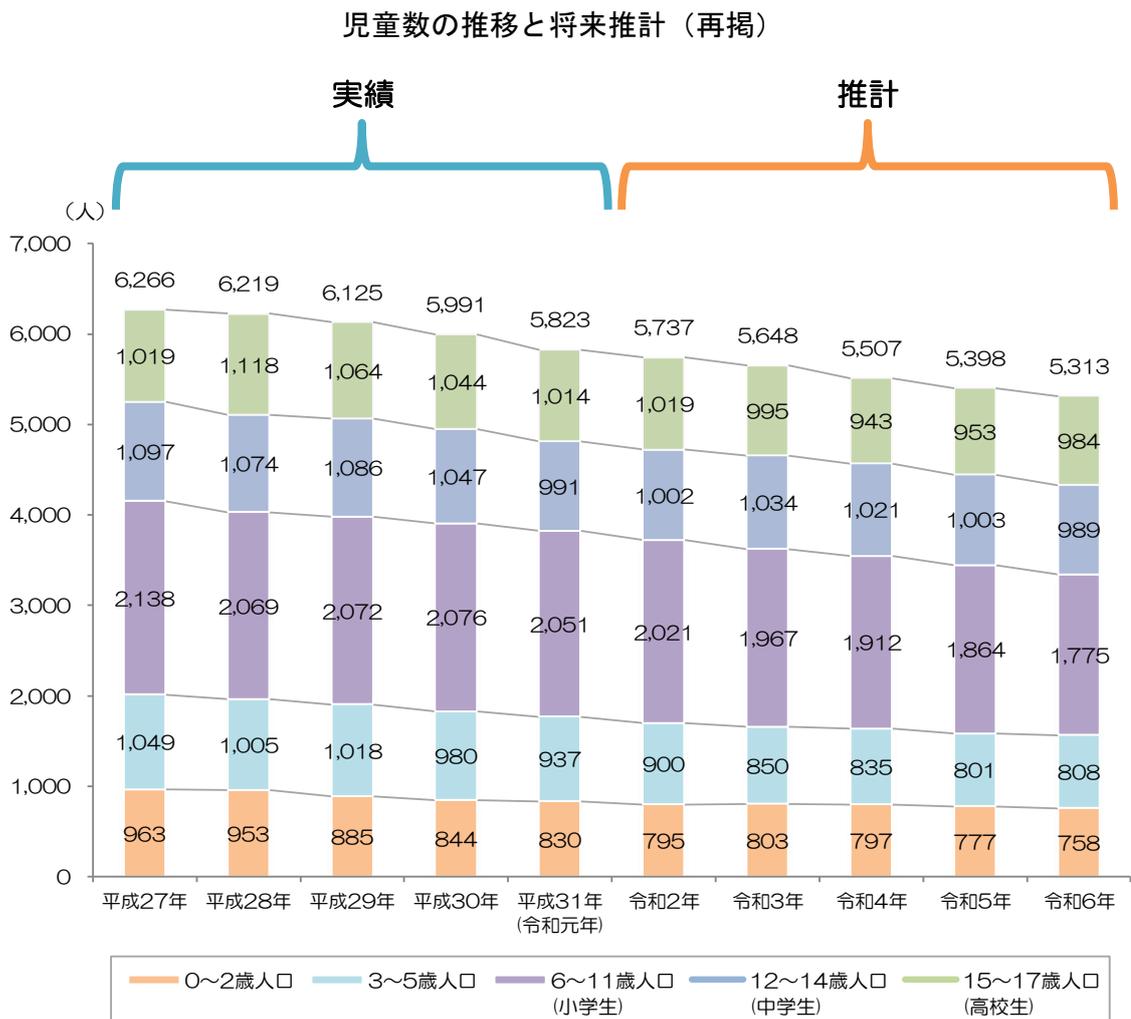
支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	主な利用可能施設
1号認定	満3歳以上	必要としない	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	必要とする	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	必要とする	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する確保方策を定めることとしています。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

また、「確保方策」については、各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本市の状況等を踏まえ、設定しました。



出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口，令和2年以降は指宿市独自推計。数値は各年4月1日現在

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 【3～5歳】 1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	1号	人	156	147	144	138	139
	2号(教育ニーズ)	人	96	91	89	86	86
	合計	人	252	238	233	224	225
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	315	315	315	315	315
③ 過不足(②-①)		人	63	77	82	91	90

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(2) 【3～5歳】 2号認定(共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く)

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	2号(保育ニーズ)	人	653	640	629	604	609
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	652	652	652	651	651
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	11	11	11	12	12
	合計	人	663	663	663	663	663
③ 過不足(②-①)		人	10	23	34	59	54

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(3) 【0歳】 3号認定

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み		人	58	56	54	52	50
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	85	85	85	83	83
	地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	6	6	6	6	6
	合計	人	94	94	94	92	92
③ 過不足（②－①）		人	36	38	40	40	42

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(4) 【1～2歳】 3号認定

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み		人	342	352	352	343	334
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	323	323	323	321	321
	地域型保育事業	人	12	12	12	12	12
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	12	12	12	14	14
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	人	5	5	5	5	5
	合計	人	352	352	352	352	352
③ 過不足（②－①）		人	10	0	0	9	18

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

① 保育利用率の目標設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることが求められています。

本市においては、以下のとおり設定します。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 推計児童数（3歳未満）	人	795	803	797	777	758
② 確保方策（利用定員数）	人	446	446	446	444	444
③ 「保育利用率」目標値（②／①）	%	56.1	55.5	56.0	57.1	58.6

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	人	318	310	306	296	294
② 確保方策	人	318	310	306	296	294
	か所	7	7	7	7	7
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

原則としてすべての施設で実施することとし、延長保育時間については、利用者のニーズ等に合わせて対応していく。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	1年生	人	155	139	125	137	116
	2年生	人	111	123	111	100	110
	3年生	人	41	68	76	68	62
	4年生	人	14	13	22	24	22
	5年生	人	5	5	4	7	8
	6年生	人	1	2	2	2	2
	合計	人	327	350	340	338	320
② 確保方策		人	291	351	351	341	341
		か所	9	11	11	10	10
③ 過不足（②－①）		人	▲36	1	11	3	21

◆ 確保の考え方

現行の施設に加え、令和3年度をめどに指宿小学校及び大成小学校敷地内に専用施設を整備する予定。今後も、施設の状況や地域の実情に応じて、新たな整備等を検討する。

(3) 子育て短期支援事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	人日	15	15	15	14	14
② 確保方策	人日	15	15	15	14	14
	か所	3	3	3	3	3
③ 過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

児童養護施設への外部委託により提供体制を確保する。

(4) 地域子育て支援拠点事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	人回	552	556	553	546	538
② 確保方策	人回	552	556	553	546	538
	か所	2	2	2	2	2
③ 過不足 (②-①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：月間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園型

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	1号	人日	3,451	3,255	3,200	3,069	3,098
	2号(教育ニーズ)	人日	18,590	17,538	17,238	16,535	16,688
	合計	人日	22,041	20,793	20,438	19,604	19,786
② 確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	22,041	20,793	20,438	19,604	19,786
		か所	9	9	9	9	9
③ 過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

② 幼稚園型以外

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み		人日	436	427	421	408	404
② 確保方策		人日	436	427	421	408	404
		か所	1	1	1	1	1
③ 過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

(6) 病児・病後児保育事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	人日	300	293	289	280	278
② 確保方策	人日	300	293	289	280	278
	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	人日	155	167	180	194	209
② 確保方策	人日	155	167	180	194	209
	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

提供会員の育成とともに、事業の周知による利用促進を図る。

(8) 利用者支援事業

① 基本型・特定型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0
② 確保方策	か所	0	0	0	0	0
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

現在は実施していないが、母子保健型の設置を優先的に実施する。

② 母子保健型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	か所	0	1	1	1	1
② 確保方策	か所	0	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

現在は実施していないが、令和3年度からの開始を目途に1か所設置する。

(9) 妊婦健康診査

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	人回	3,299	3,213	3,139	3,065	2,979
② 確保方策	人回	3,299	3,213	3,139	3,065	2,979
③ 過不足 (②-①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：年間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	人	268	261	255	249	242
② 確保方策	人	268	261	255	249	242
③ 過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

(11) 養育支援訪問事業, 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	人	302	302	302	302	302
② 確保方策	人	302	302	302	302	302
③ 過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要支援児童の支援に資する事業)

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

関係機関の役割分担を明確にし、連携を図るため、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置し、全体的・包括的な連携を図っていく。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 今後の方針

現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆ 今後の方針

現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた連携

子ども・子育て支援法では、市町村、都道府県、国、事業主、国民それぞれの責務について定めており、それぞれが責務を果たすとともに、相互に協力して、子ども・子育て支援を推進していかなければならないとしています。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校等がそれぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 関係機関との連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働しながら、取組を進めていくこととします。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携・協働して事業を実施する等の広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本市の住民が市町村域を越えたサービスの利用を希望する場合等において、個々のサービスの特性に留意して、近隣市町村との連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を着実に展開するため、計画の進捗状況の検証・評価を行い、指宿市子ども・子育て会議等も活用しながら、必要に応じた施策の改善、計画の見直しを行います。

資料編

1 指宿市子ども・子育て会議

(1) 指宿市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、指宿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年指宿市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(2) 指宿市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

	選出区分	氏名	所属団体等の名称及び役職	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

第二期指宿市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年●月

発行 指宿市 健康福祉部 地域福祉課
〒891-0497
鹿児島県指宿市十町2424番地
電話 0993-22-2111（代表）